

平成30年度川崎市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 34,823,698,000	円 —	円 —	円 34,823,698,000	円 33,287,369,011	円 △ 1,536,328,989	
第1項 医業収益	27,856,395,000	—	—	27,856,395,000	26,809,645,682	△ 1,046,749,318	※1
第2項 医業外収益	6,262,850,000	—	—	6,262,850,000	5,754,845,283	△ 508,004,717	※2
第3項 特別利益	704,453,000	—	—	704,453,000	722,878,046	18,425,046	※3

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 109,788,999円 ※2 うち仮受消費税及び地方消費税 21,253,561円 ※3 うち仮受消費税及び地方消費税 940,572円

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計					地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	
第1款 病院事業費用	円 34,646,920,000	円 —	円 —	円 —	円 —	円 34,646,920,000	円 —	円 34,646,920,000	円 32,394,974,826	円 —	円 2,251,945,174	
第1項 医業費用	33,434,411,000	—	—	—	—	33,434,411,000	—	33,434,411,000	31,240,716,540	—	2,193,694,460	※1
第2項 医業外費用	1,031,279,000	—	—	—	—	1,031,279,000	—	1,031,279,000	974,611,277	—	56,667,723	※2
第3項 特別損失	171,230,000	—	—	—	—	171,230,000	—	171,230,000	179,647,009	—	△ 8,417,009	※3
第4項 予備費	10,000,000	—	—	—	—	10,000,000	—	10,000,000	0	—	10,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 599,227,394円 ※2 うち仮払消費税及び地方消費税 92,332円 ※3 うち仮払消費税及び地方消費税 199,023円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継 続 費 次 額 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額			
第1款 病院事業資本的収入	円 3,194,704,000	円 —	円 3,194,704,000	円 —	円 —	円 3,194,704,000	円 2,523,387,000	円 △ 671,317,000	
第1項 企業債	1,293,000,000	—	1,293,000,000	—	—	1,293,000,000	639,000,000	△ 654,000,000	企業債収入減額内訳 (1) 翌年度へ繰下発行する額 225,000,000円 (2) 不用額 429,000,000円 合計 654,000,000円
第2項 固定資産売却代金	2,000	—	2,000	—	—	2,000	0	△ 2,000	
第3項 補助金	4,322,000	—	4,322,000	—	—	4,322,000	3,704,000	△ 618,000	
第4項 負担金	1,897,380,000	—	1,897,380,000	—	—	1,897,380,000	1,880,683,000	△ 16,697,000	

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 費 次 額 繰 越 額		合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			継 続 費 次 額 繰 越 額
第1款 病院事業資本的支出	円 5,072,208,000	円 —	円 —	円 5,072,208,000	円 —	円 —	円 4,439,827,186	円 265,968,443	円 —	円 265,968,443	円 366,412,371	
第1項 建設改良費	1,439,460,000	—	—	1,439,460,000	—	—	807,079,813	265,968,443	—	265,968,443	366,411,744	※1
第2項 企業債償還金	3,632,748,000	—	—	3,632,748,000	—	—	3,632,747,373	—	—	—	627	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 50,674,340円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,916,440,186円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 3,237,592円及び過年度分損益勘定留保資金 1,913,202,594円で補てんした。

平成30年度川崎市病院事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

				(内 訳)		
				川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
(単位 円)						
1	医 業 収 益			(17,652,873,825)	(8,067,007,223)	(979,975,635)
(1)	入 院 収 益	16,639,669,179		11,691,658,563	4,948,010,616	—
(2)	外 来 収 益	7,193,883,582		4,612,850,422	2,581,033,160	—
(3)	そ の 他 医 業 収 益	<u>2,866,303,922</u>	26,699,856,683	<u>1,348,364,840</u>	<u>537,963,447</u>	<u>979,975,635</u>
2	医 業 費 用			(18,985,605,044)	(9,911,750,925)	(1,461,646,693)
(1)	給 与 費	14,499,715,836		9,488,842,096	4,978,901,656	31,972,084
(2)	材 料 費	6,021,768,764		4,113,316,502	1,908,452,262	—
(3)	経 費	6,804,811,254		4,162,743,719	1,981,573,789	660,493,746
(4)	減 価 償 却 費	2,901,660,322		1,138,918,636	1,002,480,573	760,261,113
(5)	資 産 減 耗 費	38,747,345		9,290,877	20,536,718	8,919,750
(6)	研 究 研 修 費	<u>92,299,141</u>	<u>30,359,002,662</u>	<u>72,493,214</u>	<u>19,805,927</u>	<u>—</u>
	医 業 損 失		3,659,145,979	1,332,731,219	1,844,743,702	481,671,058
3	医 業 外 収 益			(2,881,948,316)	(1,897,065,641)	(954,587,282)
(1)	受 取 利 息 配 当 金	23,885		15,673	8,212	—
(2)	補 助 金	59,811,665		44,875,665	13,001,000	1,935,000
(3)	負 担 金 交 付 金	3,889,328,000		1,990,144,604	1,436,379,396	462,804,000
(4)	患 者 外 給 食 収 益	25,400		0	25,400	—
(5)	長 期 前 受 金 戻 入	1,045,177,038		353,624,392	202,239,861	489,312,785
(6)	資 本 費 繰 入 収 益	391,300,000		252,279,000	139,021,000	—
(7)	そ の 他 医 業 外 収 益	<u>347,935,251</u>	5,733,601,239	<u>241,008,982</u>	<u>106,390,772</u>	<u>535,497</u>

				(内 訳)		
				川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
(単位 円)						
4	医 業 外 費 用			(889,952,826)	(522,689,538)	(334,425,206)
(1)	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	883,981,047		302,641,255	246,914,586	334,425,206
(2)	患 者 外 給 食 材 料 費	427,998		32,660	395,338	—
(3)	雑 損 失	<u>862,658,525</u>	<u>1,747,067,570</u>	<u>587,278,911</u>	<u>275,379,614</u>	<u>—</u>
	経 常 利 益		327,387,690	659,264,271	△ 470,367,599	138,491,018
5	特 別 利 益			(674,384,110)	(30,286,844)	(17,266,520)
(1)	過 年 度 損 益 修 正 益	22,627,874		3,061,476	14,985,120	4,581,278
(2)	長 期 前 受 金 戻 入	<u>699,309,600</u>	721,937,474	<u>671,322,634</u>	<u>15,301,724</u>	<u>12,685,242</u>
6	特 別 損 失			(143,807,133)	(32,978,913)	(2,661,940)
(1)	過 年 度 損 益 修 正 損	<u>179,447,986</u>	<u>179,447,986</u>	<u>143,807,133</u>	<u>32,978,913</u>	<u>2,661,940</u>
	当 年 度 純 利 益		869,877,178	1,189,841,248	△ 473,059,668	153,095,598
	前 年 度 繰 越 欠 損 金		26,854,784,068	5,361,379,244	18,034,632,701	3,458,772,123
	そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額		—	—	—	—
	当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>25,984,906,890</u>	<u>4,171,537,996</u>	<u>18,507,692,369</u>	<u>3,305,676,525</u>

平成30年度川崎市病院 事業剰余金計算書

(平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)

(単位 円)

	資 本 金	剰 余 金						資 本 合 計
		資 本 剰 余 金				欠 損 金		
		受贈財産評価額	補助金	負担金	資本剰余金合計	未処理欠損金	欠損金合計	
前年度末残高	15,825,753,152	32,908,485	24,148,367	1,396,666,000	1,453,722,852	△ 26,854,784,068	△ 26,854,784,068	△ 9,575,308,064
川崎病院	8,750,046,575	30,091,950	22,896,813	18,883,000	71,871,763	△ 5,361,379,244	△ 5,361,379,244	3,460,539,094
井田病院	6,870,861,577	2,216,535	1,251,554	8,086,000	11,554,089	△ 18,034,632,701	△ 18,034,632,701	△ 11,152,217,035
多摩病院	204,845,000	600,000	0	1,369,697,000	1,370,297,000	△ 3,458,772,123	△ 3,458,772,123	△ 1,883,630,123
前年度処分類	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分類	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎病院	0	0	0	0	0	0	0	0
井田病院	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩病院	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	15,825,753,152	32,908,485	24,148,367	1,396,666,000	1,453,722,852	(繰越欠損金) △ 26,854,784,068	△ 26,854,784,068	△ 9,575,308,064
川崎病院	8,750,046,575	30,091,950	22,896,813	18,883,000	71,871,763	△ 5,361,379,244	△ 5,361,379,244	3,460,539,094
井田病院	6,870,861,577	2,216,535	1,251,554	8,086,000	11,554,089	△ 18,034,632,701	△ 18,034,632,701	△ 11,152,217,035
多摩病院	204,845,000	600,000	0	1,369,697,000	1,370,297,000	△ 3,458,772,123	△ 3,458,772,123	△ 1,883,630,123
当年度変動額	0	0	0	164,226,000	164,226,000	869,877,178	869,877,178	1,034,103,178
川崎病院	0	0	0	6,562,000	6,562,000	1,189,841,248	1,189,841,248	1,196,403,248
井田病院	0	0	0	2,810,000	2,810,000	△ 473,059,668	△ 473,059,668	△ 470,249,668
多摩病院	0	0	0	154,854,000	154,854,000	153,095,598	153,095,598	307,949,598
他会計負担金の受入	0	0	0	164,226,000	164,226,000	0	0	164,226,000
川崎病院	0	0	0	6,562,000	6,562,000	0	0	6,562,000
井田病院	0	0	0	2,810,000	2,810,000	0	0	2,810,000
多摩病院	0	0	0	154,854,000	154,854,000	0	0	154,854,000
当年度純利益	0	0	0	0	0	869,877,178	869,877,178	869,877,178
川崎病院	0	0	0	0	0	1,189,841,248	1,189,841,248	1,189,841,248
井田病院	0	0	0	0	0	△ 473,059,668	△ 473,059,668	△ 473,059,668
多摩病院	0	0	0	0	0	153,095,598	153,095,598	153,095,598
当年度末残高	15,825,753,152	32,908,485	24,148,367	1,560,892,000	1,617,948,852	(当年度未処理欠損金) △ 25,984,906,890	△ 25,984,906,890	△ 8,541,204,886
川崎病院	8,750,046,575	30,091,950	22,896,813	25,445,000	78,433,763	△ 4,171,537,996	△ 4,171,537,996	4,656,942,342
井田病院	6,870,861,577	2,216,535	1,251,554	10,896,000	14,364,089	△ 18,507,692,369	△ 18,507,692,369	△ 11,622,466,703
多摩病院	204,845,000	600,000	0	1,524,551,000	1,525,151,000	△ 3,305,676,525	△ 3,305,676,525	△ 1,575,680,525

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成30年度川崎市病院事業欠損金処理計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 理 欠 損 金
当 年 度 末 残 高	15,825,753,152	1,617,948,852	△ 25,984,906,890
川 崎 病 院	8,750,046,575	78,433,763	△ 4,171,537,996
井 田 病 院	6,870,861,577	14,364,089	△ 18,507,692,369
多 摩 病 院	204,845,000	1,525,151,000	△ 3,305,676,525
議会の議決による処分類	0	0	0
川 崎 病 院	0	0	0
井 田 病 院	0	0	0
多 摩 病 院	0	0	0
処 分 後 残 高	15,825,753,152	1,617,948,852	(繰越欠損金) △ 25,984,906,890
川 崎 病 院	8,750,046,575	78,433,763	△ 4,171,537,996
井 田 病 院	6,870,861,577	14,364,089	△ 18,507,692,369
多 摩 病 院	204,845,000	1,525,151,000	△ 3,305,676,525

(注) この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものである。

平成30年度川崎市病院事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

	(内 訳)			
	(単位 円)	川崎病院	井田病院	多摩病院
資 産 の 部				
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア 土地	6,711,007,148	426,223,995	426,353,437	5,858,429,716
イ 建物	75,220,038,276	37,350,556,929	17,564,613,229	20,304,868,118
減価償却累計額	<u>△ 39,232,249,320</u>	<u>△ 24,271,776,607</u>	<u>△ 4,648,204,851</u>	<u>△ 10,312,267,862</u>
ウ 構築物	1,817,144,061	915,742,381	693,356,781	208,044,899
減価償却累計額	<u>△ 1,286,911,161</u>	<u>△ 867,652,639</u>	<u>△ 254,160,100</u>	<u>△ 165,098,422</u>
エ 器械備品	17,363,646,560	9,405,332,366	5,073,408,588	2,884,905,606
減価償却累計額	<u>△ 14,063,852,521</u>	<u>△ 7,237,433,465</u>	<u>△ 4,093,237,528</u>	<u>△ 2,733,181,528</u>
オ 車両	24,286,546	9,029,164	13,417,711	1,839,671
減価償却累計額	<u>△ 18,384,613</u>	<u>△ 6,723,573</u>	<u>△ 9,913,353</u>	<u>△ 1,747,687</u>
カ リース資産	166,491,942	153,833,994	12,657,948	—
減価償却累計額	<u>△ 70,141,302</u>	<u>△ 59,435,277</u>	<u>△ 10,706,025</u>	—
キ その他有形固定資産	56,802,038	53,951,629	2,850,409	—
減価償却累計額	<u>△ 28,054,356</u>	<u>△ 25,346,466</u>	<u>△ 2,707,890</u>	—
ク 建設仮勘定	<u>107,173,396</u>	<u>26,196,175</u>	<u>74,235,392</u>	<u>6,741,829</u>
有形固定資産合計	46,766,996,694	15,872,498,606	14,841,963,748	16,052,534,340
(2) 無形固定資産				
ア 電話加入権	60,600	—	60,600	—
イ 施設利用権	<u>3,354,303</u>	—	<u>2,699,565</u>	<u>654,738</u>
無形固定資産合計	<u>3,414,903</u>	—	<u>2,760,165</u>	<u>654,738</u>
固定資産合計	46,770,411,597	15,872,498,606	14,844,723,913	16,053,189,078

	(内 訳)			
	(単位 円)	川崎病院	井田病院	多摩病院
2 流動資産				
(1) 現金預金	2,354,544,438	2,349,612,095	4,932,343	—
(2) 未収金	4,349,566,086	3,017,092,778	1,327,822,214	4,651,094
貸倒引当金	<u>△ 138,150,080</u>	<u>△ 101,955,197</u>	<u>△ 35,126,266</u>	<u>△ 1,068,617</u>
(3) 貯蔵品	<u>142,254,057</u>	93,125,497	49,128,560	—
(4) 前払金	<u>97,550,000</u>	—	<u>77,260,000</u>	<u>20,290,000</u>
流動資産合計	<u>6,805,764,501</u>	<u>5,357,875,173</u>	<u>1,424,016,851</u>	<u>23,872,477</u>
資産合計	<u>53,576,176,098</u>	<u>21,230,373,779</u>	<u>16,268,740,764</u>	<u>16,077,061,555</u>

	(内 訳)			
	(単位 円)	川崎病院	井田病院	多摩病院
3 固定負債				
(1) 企業債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>46,590,196,011</u>	<u>15,593,011,613</u>	<u>15,382,921,303</u>	<u>15,614,263,095</u>
企業債合計	46,590,196,011	15,593,011,613	15,382,921,303	15,614,263,095
(2) リース債務	61,708,343	60,890,801	817,542	—
(3) 引当金				
ア 退職給付引当金	<u>5,431,382,400</u>	<u>3,391,522,297</u>	<u>2,018,475,763</u>	<u>21,384,340</u>
引当金合計	<u>5,431,382,400</u>	<u>3,391,522,297</u>	<u>2,018,475,763</u>	<u>21,384,340</u>
固定負債合計	52,083,286,754	19,045,424,711	17,402,214,608	15,635,647,435
4 流動負債				
(1) 企業債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>3,767,230,693</u>	<u>2,093,464,022</u>	<u>707,478,058</u>	<u>966,288,613</u>
企業債合計	3,767,230,693	2,093,464,022	707,478,058	966,288,613
(2) リース債務	27,240,110	24,829,135	2,410,975	—
(3) 未払金	3,616,043,395	2,432,069,702	1,168,924,397	15,049,296

	(内 訳)			
	(単位 円)	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
(4) 未 払 費 用	280,562,527	171,763,966	92,434,444	16,364,117
(5) 引 当 金				
ア 賞 与 引 当 金	<u>863,052,227</u>	<u>550,907,721</u>	<u>310,232,088</u>	<u>1,912,418</u>
引 当 金 合 計	863,052,227	550,907,721	310,232,088	1,912,418
(6) そ の 他 流 動 負 債	<u>146,906,584</u>	<u>89,149,323</u>	<u>57,757,261</u>	<u>0</u>
流 動 負 債 合 計	8,701,035,536	5,362,183,869	2,339,237,223	999,614,444
5 繰 延 収 益				
長 期 前 受 金	12,955,776,635	5,565,759,662	886,417,544	6,503,599,429
収 益 化 累 計 額	<u>△ 11,622,717,941</u>	<u>△ 5,042,806,266</u>	<u>△ 675,544,268</u>	<u>△ 5,904,367,407</u>
繰 延 収 益 合 計	<u>1,333,058,694</u>	<u>522,953,396</u>	<u>210,873,276</u>	<u>599,232,022</u>
負 債 合 計	<u>62,117,380,984</u>	<u>24,930,561,976</u>	<u>19,952,325,107</u>	<u>17,234,493,901</u>
	資 本 の 部			
6 資 本 金	15,825,753,152	8,750,046,575	6,870,861,577	204,845,000
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 受 贈 財 産 評 価 額	32,908,485	30,091,950	2,216,535	600,000
イ 補 助 金	24,148,367	22,896,813	1,251,554	-
ウ 負 担 金	<u>1,560,892,000</u>	<u>25,445,000</u>	<u>10,896,000</u>	<u>1,524,551,000</u>
資 本 剰 余 金 合 計	1,617,948,852	78,433,763	14,364,089	1,525,151,000
(2) 欠 損 金				
ア 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>25,984,906,890</u>	<u>4,171,537,996</u>	<u>18,507,692,369</u>	<u>3,305,676,525</u>
欠 損 金 合 計	<u>25,984,906,890</u>	<u>4,171,537,996</u>	<u>18,507,692,369</u>	<u>3,305,676,525</u>
剰 余 金 合 計	<u>△ 24,366,958,038</u>	<u>△ 4,093,104,233</u>	<u>△ 18,493,328,280</u>	<u>△ 1,780,525,525</u>
資 本 合 計	<u>△ 8,541,204,886</u>	<u>4,656,942,342</u>	<u>△ 11,622,466,703</u>	<u>△ 1,575,680,525</u>
負 債 資 本 合 計	<u>53,576,176,098</u>	<u>29,587,504,318</u>	<u>8,329,858,404</u>	<u>15,658,813,376</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法による(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物	5～47年
構築物	10～50年
器械備品	2～20年
車両	4～ 6年
その他有形固定資産	35年

イ 無形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、

当事業年度末における支給(支払)見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、取得資産の付随費用として資産の取得価額に算入している。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は 30,284,789,220円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

3 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市病院事業会計は、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院、川崎市立多摩病院の3病院を運営していることから、各病院を報告セグメントとしている。

各報告セグメントの事業の内容は以下のとおりである。

報告セグメント	事業の内容
川崎市立川崎病院	川崎市立川崎病院の運営 許可病床数 713床 (一般病床 663床、精神病床 38床、感染症病床 12床)
川崎市立井田病院	川崎市立井田病院の運営 許可病床数 383床 (一般病床 343床、結核病床 40床)
川崎市立多摩病院	川崎市立多摩病院の運営(指定管理者制度による運営) 許可病床数 376床 (一般病床 376床)

(2) 報告セグメントごとの医業収益、医業費用、医業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

当事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

	川崎病院	井田病院	多摩病院	合 計
医業収益	17,652,873,825	8,067,007,223	979,975,635	26,699,856,683
医業費用	18,985,605,044	9,911,750,925	1,461,646,693	30,359,002,662
医業損益	△ 1,332,731,219	△ 1,844,743,702	△ 481,671,058	△ 3,659,145,979
経常損益	659,264,271	△ 470,367,599	138,491,018	327,387,690
セグメント資産	21,230,373,779	16,268,740,764	16,077,061,555	53,576,176,098
セグメント負債	24,930,561,976	19,952,325,107	17,234,493,901	62,117,380,984
その他の項目				
収益的収入 他会計繰入金	3,327,124,604	1,905,975,396	772,462,000	6,005,562,000
(うち資本費繰入収益)	(252,279,000)	(139,021,000)	(-)	(391,300,000)
資本的収入 他会計繰入金	1,017,703,000	220,277,000	642,703,000	1,880,683,000
減価償却費	1,138,918,636	1,002,480,573	760,261,113	2,901,660,322
特別利益	674,384,110	30,286,844	17,266,520	721,937,474
特別損失	143,807,133	32,978,913	2,661,940	179,447,986
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	435,521,659	227,574,958	17,631,138	680,727,755

4 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務 27,240,110円

長期リース債務 61,708,343円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の不納欠損による損失として 19,471,551円を処理するため、貸倒引当金 18,485,607円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として 557,286,730円を支給するため、退職給付引当金 557,286,730円を取り崩している。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として 2,626,706,571円を支給(支払)するため、賞与引当金 819,251,232円を取り崩している。

(5) 資金の管理

病院事業会計の資金を効率的に管理するため、病院局経営企画室において資金管理及び支払事務を行っている。

平成30年度川崎市 下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	
第1款 下水道事業収益	44,591,211,000	0	0	44,591,211,000	43,377,562,877	△ 1,213,648,123	
第1項 営業収益	36,008,803,000	0	0	36,008,803,000	35,570,739,629	△ 438,063,371 ※1	
第2項 営業外収益	8,581,398,000	0	0	8,581,398,000	7,793,927,741	△ 787,470,259 ※2	
第3項 特別利益	1,010,000	0	0	1,010,000	12,895,507	11,885,507 ※3	

- ※1 うち仮受消費税及び地方消費税 1,788,959,653円
- ※2 うち仮受消費税及び地方消費税 5,555,862円
- ※3 うち仮受消費税及び地方消費税 912,974円

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 下水道事業費用	41,789,370,000	0	0	0	0	41,789,370,000	0	41,789,370,000	38,567,320,609	0	3,222,049,391
第1項 営業費用	36,060,724,000	0	0	0	0	36,060,724,000	0	36,060,724,000	33,294,648,128	0	2,766,075,872 ※1
第2項 営業外費用	5,115,708,000	0	0	0	0	5,115,708,000	0	5,115,708,000	4,703,080,209	0	412,627,791 ※2
第3項 特別損失	592,938,000	0	0	0	0	592,938,000	0	592,938,000	569,592,272	0	23,345,728 ※3
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000

- ※1 うち仮払消費税及び地方消費税 573,695,860円
- ※2 うち仮払消費税及び地方消費税 3,347,113円
- ※3 うち仮払消費税及び地方消費税 1,730,967円

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額			
	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 下水道事業資本的収入	43,519,156,000	939,600,000	44,458,756,000	7,264,303,000	0	51,723,059,000	43,359,824,440	△ 8,363,234,560
第1項 企業債	32,021,000,000	418,000,000	32,439,000,000	5,216,000,000	0	37,655,000,000	31,462,000,000	△ 6,193,000,000 ※企業債収入減額内訳 (1) 翌年度へ繰下発行する額 5,552,000,000円 (2) 不用額 641,000,000円
第2項 一般会計出資金	5,282,653,000	0	5,282,653,000	0	0	5,282,653,000	5,262,803,000	△ 19,850,000
第3項 国庫補助金	5,000,000,000	521,600,000	5,521,600,000	2,048,303,000	0	7,569,903,000	5,430,660,000	△ 2,139,243,000
第4項 負担金	28,917,000	0	28,917,000	0	0	28,917,000	17,855,440	△ 11,061,560
第5項 寄附金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000
第6項 水洗便所等貸付事業収入	30,000	0	30,000	0	0	30,000	0	△ 30,000
第7項 基金繰入金	1,186,516,000	0	1,186,516,000	0	0	1,186,516,000	1,186,506,000	△ 10,000
第8項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000
第9項 投資収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000
第10項 その他資本的収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる 繰 越 額	継続費 連 次 繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる 繰 越 額	継続費 連 次 繰越額	合 計		
第1款 下水道事業 資本的支出	61,822,214,000	940,000,000	0	0	62,762,214,000	7,410,000,000	0	70,172,214,000	61,800,492,126	7,750,000,000	0	7,750,000,000	621,721,874	
第1項 建設改良費	19,088,419,000	940,000,000	0	0	20,028,419,000	7,410,000,000	0	27,438,419,000	19,076,737,952	7,750,000,000	0	7,750,000,000	611,681,048	※1
第2項 償 還 金	40,219,123,000	0	0	0	40,219,123,000	0	0	40,219,123,000	40,219,122,174	0	0	0	826	
第3項 水洗便所等 貸付事業費	30,000	0	0	0	30,000	0	0	30,000	0	0	0	0	30,000	
第4項 投 資	2,504,642,000	0	0	0	2,504,642,000	0	0	2,504,642,000	2,504,632,000	0	0	0	10,000	
第5項 予 備 費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 1,350,015,121円

資本的収入額（翌年度に繰り越される支出の財源に充当する額 58,757,000円は除く。）が資本的支出 額に不足する額 18,499,424,686円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的取支調整額 946,421,386円、繰越工事資金 145,697,000円、減債積立金 2,582,298,746円、過年度分損益勘定留保資金 1,659,718,918 円及び当年度分損益勘定留保資金 13,165,288,636円で補てんした。

平成30年度川崎市下水道事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

1 営 業 収 益

(1) 下 水 道 使 用 料	22,320,228,140	
(2) 一 般 会 計 負 担 金	11,390,220,690	
(3) そ の 他 営 業 収 益	21,536,724	
(4) プ ー ル 事 業 収 益	49,794,422	33,781,779,976

2 営 業 費 用

(1) 管 渠 費	1,447,481,956	
(2) ポ ン プ 場 費	1,179,025,414	
(3) 処 理 場 費	4,144,930,580	
(4) 水 質 指 導 費	143,086,915	
(5) 普 及 促 進 費	106,499,788	
(6) 貸 付 助 成 事 業 費	15,901,393	
(7) 業 務 費	1,839,734,059	
(8) 総 係 費	1,086,468,836	
(9) 減 価 償 却 費	22,349,746,551	
(10) 資 産 減 耗 費	313,090,478	
(11) プ ー ル 事 業 費	94,986,298	32,720,952,268
営 業 利 益		1,060,827,708

3 営 業 外 収 益

(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,092,393	
(2) 一 般 会 計 補 助 金	473,119,075	
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	7,158,388,514	
(4) 雑 収 益	141,339,474	7,788,939,456

4 営業外費用				
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	4,297,428,160			
(2) 雑支出	138,250,295	4,435,678,455	3,353,261,001	
経常利益			4,414,088,709	
5 特別利益				
(1) 過年度損益修正益	11,977,292			
(2) その他特別利益	5,241	11,982,533		
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損	35,911,266			
(2) その他特別損失	531,950,039	567,861,305	△555,878,772	
当年度純利益			3,858,209,937	
前年度繰越利益剰余金			184,507,583	
その他未処分 利益剰余金変動額			2,582,298,746	
当年度未処分利益剰余金			6,625,016,266	

平成30年度川崎市下水道事業剰余金計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位 円)

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金				利益剰余金			
		受贈財産 評価額	国庫補助金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	127,246,716,732	4,804,037,443	18,358,955,727	33,030,221	23,196,023,391	2,582,298,746	5,074,693,246	7,656,991,992	158,099,732,115
前年度処分額	1,807,853,170	0	0	0	0	3,082,332,493	△ 4,890,185,663	△ 1,807,853,170	0
議会の議決による処分額	1,807,853,170	0	0	0	0	3,082,332,493	△ 4,890,185,663	△ 1,807,853,170	0
資本への組入れ	1,807,853,170	0	0	0	0	0	△ 1,807,853,170	△ 1,807,853,170	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	3,082,332,493	△ 3,082,332,493	0	0
処分後残高	129,054,569,902	4,804,037,443	18,358,955,727	33,030,221	23,196,023,391	5,664,631,239	(繰越利益剰余金) 184,507,583	5,849,138,822	158,099,732,115
当年度変動額	5,262,803,000	0	0	0	0	△ 2,582,298,746	6,440,508,683	3,858,209,937	9,121,012,937
一般会計出資金の受入れ	5,262,803,000	0	0	0	0	0	0	0	5,262,803,000
減債積立金の取崩し	0	0	0	0	0	△ 2,582,298,746	2,582,298,746	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	3,858,209,937	3,858,209,937	3,858,209,937
当年度末残高	134,317,372,902	4,804,037,443	18,358,955,727	33,030,221	23,196,023,391	3,082,332,493	(当年度未処分利益剰余金) 6,625,016,266	9,707,348,759	167,220,745,052

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成30年度川崎市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	134,317,372,902	23,196,023,391	6,625,016,266
議会の議決による処分類	2,582,298,746	0	△ 6,625,016,266
資本金への組入れ	2,582,298,746	0	△ 2,582,298,746
減債積立金の積立て	0	0	△ 4,042,717,520
処分後残高	136,899,671,648	23,196,023,391	(繰越利益剰余金) 0

平成30年度川崎市下水道事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		44,182,243,017	
イ 建 物	45,447,873,385		
減価償却累計額	<u>△28,471,630,110</u>	16,976,243,275	
ウ 構 築 物	871,422,625,546		
減価償却累計額	<u>△392,958,491,140</u>	478,464,134,406	
エ 機 械 及 び 装 置	164,269,735,081		
減価償却累計額	<u>△105,117,828,037</u>	59,151,907,044	
オ 車 両 及 び 運 搬 具	2,580,988		
減価償却累計額	<u>△1,078,136</u>	1,502,852	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,004,913,758		
減価償却累計額	<u>△826,346,965</u>	178,566,793	
キ リ ー ス 資 産	335,802,237		
減価償却累計額	<u>△146,298,387</u>	189,503,850	
ク 建 設 仮 勘 定		<u>45,840,653,925</u>	
有形固定資産合計			644,984,755,162

(2) 無形固定資産

ア 地 上 権		24,685,688	
イ 施 設 利 用 権		10,853,128	
ウ 電 話 加 入 権		6,287,500	
エ ソ フ ト ウ ェ ア		286,230	
オ リ ー ス 資 産		2,811,881	
カ 無 形 固 定 資 産 仮 勘 定		<u>212,727,025</u>	
無形固定資産合計			257,651,452

(3) 投資その他の資産

ア 基 金		33,030,221	
-------	--	------------	--

イ 破産更生債権等	5,667,643	
貸倒引当金	<u>△5,667,643</u>	0
ウ 公債償還準備金		<u>2,850,328,000</u>
投資その他の 資産合計		<u>2,883,358,221</u>
固定資産合計		648,125,764,835

2 流動資産

(1) 現金預金		18,346,419,205
(2) 未収金	5,944,157,225	
貸倒引当金	<u>△75,873,075</u>	5,868,284,150
(3) 前払金		1,501,020,000
(4) その他流動資産		<u>9,458,093</u>
流動資産合計		<u>25,725,181,448</u>
資産合計		<u>673,850,946,283</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	215,276,446,848	
イ その他の企業債	<u>65,614,500,000</u>	
企業債合計		280,890,946,848
(2) リース債務		135,132,280
(3) 引当金		
ア 退職給付引当金	<u>1,833,658,531</u>	
引当金合計		<u>1,833,658,531</u>
固定負債合計		282,859,737,659

4 流動負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	19,921,247,434	
イ その他の企業債	<u>12,418,500,000</u>	
企業債合計		32,339,747,434

(2)リース債務		72,568,781	
(3)未払金		13,612,920,566	
(4)預り金		206,667,988	
(5)未払費用		177,954,279	
(6)前受金		4,669,390	
(7)引当金			
ア賞与引当金		<u>251,194,508</u>	
引当金合計			<u>251,194,508</u>
流動負債合計			46,665,722,946

5 繰延収益

(1)長期前受金

ア受贈財産評価額	90,266,300,096		
収益化累計額	<u>△43,453,100,671</u>	46,813,199,425	
イ寄附金	1,289,838,427		
収益化累計額	<u>△758,536,321</u>	531,302,106	
ウ国庫補助金	250,682,095,972		
収益化累計額	<u>△122,366,202,355</u>	128,315,893,617	
エ県補助金	466,854,313		
収益化累計額	<u>△356,178,392</u>	110,675,921	
オ負担金	2,926,985,521		
収益化累計額	<u>△1,636,001,947</u>	1,290,983,574	
カその他長期前受金	97,805,401		
収益化累計額	<u>△55,119,418</u>	42,685,983	
長期前受金合計			<u>177,104,740,626</u>
繰延収益合計			<u>177,104,740,626</u>
負債合計			<u>506,630,201,231</u>

資 本 の 部

6 資 本 金 134,317,372,902

7 剰 余 金

(1)資本剰余金

ア受贈財産評価額	4,804,037,443	
イ国庫補助金	18,358,955,727	
ウその他資本剰余金	<u>33,030,221</u>	
資本剰余金合計		23,196,023,391

(2)利益剰余金

ア減債積立金	3,082,332,493	
イ当年度未処分利益剰余金	<u>6,625,016,266</u>	
利益剰余金合計		<u>9,707,348,759</u>
剰余金合計		<u>32,903,372,150</u>
資本合計		<u>167,220,745,052</u>
負債資本合計		<u>673,850,946,283</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～50年

車両及び運搬具 2～4年

工具器具及び備品 2～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額のうち、汚水処理費相当額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる雨水処理費相当額は33,725,430円である。

なお、会計基準変更時の差異2,659,750,199円(一般会計が負担すると見込まれる額673,270,101円を除く。)については、平成26年度から5年にわたり均等額を費用処理している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給(支払)見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額は、当年度の費用として処理し、特定収入仮払消費税額については長期前受金と相殺している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産 70,136,820円

リース債務 75,747,765円

(2) 受贈財産の受入れによる資産の取得

当年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

構築物 338,430,081円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は138,718,208,000円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,974,828円
1年超	261,765円
計	2,236,593円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	72,568,781円
長期リース債務	135,132,280円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、債権の貸倒れによる損失として11,934,797円を処理するため、貸倒引当金11,887,326円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として337,063,220円を支給するため、退職給付引当金257,853,363円を取り崩し、一般会計から雨水処負担金として79,209,857円を繰り入れている。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として804,099,179円を支給(支払)するため、賞与引当金242,144,900円を取り崩している。

平成30年度川崎市 水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	子 算 額				決 算 額	子算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 35,170,688,000	円 0	円 0	円 35,170,688,000	円 34,853,531,430	円 △ 317,156,570	
第1項 営業収益	円 31,176,975,000	円 0	円 0	円 31,176,975,000	円 31,079,840,000	円 △ 97,135,000	※1
第2項 営業外収益	円 3,989,136,000	円 0	円 0	円 3,989,136,000	円 3,537,880,631	円 △ 451,255,369	※2
第3項 特別利益	円 4,577,000	円 0	円 0	円 4,577,000	円 235,810,799	円 231,233,799	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 2,275,785,390 円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 133,541,897 円

支 出

区 分	子 算 額						決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額				
第1款 水道事業費用	円 34,567,598,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 34,567,598,000	円 0	円 31,085,604,129	円 3,481,993,871	
第1項 営業費用	円 33,382,479,000	円 0	円 0	円 △ 110,853,000	円 0	円 33,271,626,000	円 0	円 29,807,109,702	円 3,464,516,298	※1、4
第2項 営業外費用	円 1,162,704,000	円 0	円 0	円 110,853,000	円 0	円 1,273,557,000	円 0	円 1,273,553,830	円 3,170	※2
第3項 特別損失	円 12,415,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 12,415,000	円 0	円 4,940,597	円 7,474,403	※3
第4項 予備費	円 10,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 10,000,000	円 0	円 0	円 10,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 1,358,206,780 円

※2 うち仮払消費税及び地方消費税 14,888 円

※3 うち仮払消費税及び地方消費税 329,032 円

※4 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支 52,652,981 円

(2) 資本的収入及び支出

区 分	子 算 額						決 算 額	子算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の 規定による 繰越額に係る 財源充当額	継 続 費 用 次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 水道事業 資本的収入	円 9,748,940,000	円 0	円 9,748,940,000	円 2,036,040,000	円 0	円 11,784,980,000	円 8,419,002,769	円 △ 3,365,977,231	
第1項 企業債	円 8,902,000,000	円 0	円 8,902,000,000	円 2,022,000,000	円 0	円 10,924,000,000	円 8,011,000,000	円 △ 2,913,000,000	※企業債収入減額内訳 (1) 翌年度へ繰下発行 する額 2,319,000,000円 (2) 不用額 594,000,000円
第2項 出資金	円 8,000,000	円 0	円 8,000,000	円 0	円 0	円 8,000,000	円 8,000,000	円 0	
第3項 補助金	円 619,660,000	円 0	円 619,660,000	円 0	円 0	円 619,660,000	円 195,374,983	円 △ 424,285,017	
第4項 負担金	円 219,250,000	円 0	円 219,250,000	円 14,040,000	円 0	円 233,290,000	円 192,705,044	円 △ 40,584,956	※1
第5項 融資補償金 返還金	円 10,000	円 0	円 10,000	円 0	円 0	円 10,000	円 0	円 △ 10,000	
第6項 固定資産 売却代金	円 10,000	円 0	円 10,000	円 0	円 0	円 10,000	円 11,922,742	円 11,912,742	※2
第7項 その他の 資本的収入	円 10,000	円 0	円 10,000	円 0	円 0	円 10,000	円 0	円 △ 10,000	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 1,189,748 円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 882,448 円

支 出

区 分	算 額								決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	繰越額	合 計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 水道事業 資本的支出	16,424,387,000	0	0	0	16,424,387,000	2,617,898,736	0	19,042,285,736	14,709,838,128	2,892,271,433	0	2,892,271,433	1,440,176,175	
第1項 建設改良費	13,163,696,000	0	0	0	13,163,696,000	2,617,898,736	0	15,781,594,736	11,454,177,976	2,892,271,433	0	2,892,271,433	1,435,145,327	※1
第2項 投資	8,000,000	0	0	0	8,000,000	0	0	8,000,000	8,000,000	0	0	0	0	
第3項 企業 債 還 金	3,247,661,000	0	0	0	3,247,661,000	0	0	3,247,661,000	3,247,660,152	0	0	0	848	
第4項 補 返 金	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	
第5項 融 資 補 償 金	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	
第6項 そ の 他 の 資 本 的 支 出	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	
第7項 予 備 費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 776,044,113 円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6,290,835,359円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額 773,971,917円及びび過年度分損益勘定留保資金 5,516,863,442円で補てんした。

平成30年度川崎市水道事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給 水 収 益	24,698,169,836	
(2) 受託給水工事収益	6,354,215	
(3) その他受託工事収益	16,467,599	
(4) その他の営業収益	<u>4,083,062,960</u>	28,804,054,610

2 営業費用

(1) 原 水 費	739,953,838	
(2) 浄 水 費	1,138,326,926	
(3) 受 水 費	7,998,710,800	
(4) 配 水 費	1,516,980,149	
(5) 給 水 費	4,659,864,746	
(6) 受託給水工事費	66,109,193	
(7) その他受託工事費	16,138,245	
(8) 業 務 費	2,241,273,402	
(9) 総 係 費	1,469,711,650	
(10) 減 価 償 却 費	6,048,420,547	
(11) 資 産 減 耗 費	<u>2,553,413,426</u>	<u>28,448,902,922</u>

営業利益

355,151,688

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	543,175	
(2) 他会計補助金	138,496,455	
(3) 分 担 金	12,966,609	
(4) 水道利用加入金	1,580,750,000	
(5) 長期前受金戻入	809,233,910	
(6) 雑 収 益	<u>863,204,778</u>	3,405,194,927

4 営業外費用

(1) 支払利息及び
企業債取扱諸費

990,459,100

(2) 雑支出
経常利益

33,634,287

1,024,093,387

2,381,101,540

2,736,253,228

5 特別利益

(1) 固定資産売却益

1,913,896

(2) 過年度損益修正益

173,877,912

(3) 長期前受金戻入

4,277,658

(4) その他特別利益

55,741,333

235,810,799

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損

4,611,565

4,611,565

231,199,234

当年度純利益

2,967,452,462

前年度繰越利益剰余金

149,672,430

その他未処分
利益剰余金変動額

0

当年度未処分利益剰余金

3,117,124,892

平成30年度川崎市水道事業剰余金計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金						資本合計
		資本剰余金			利益剰余金			
		受贈財産 評価額	国県補助金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	75,453,677,697	199,405,532	750,584	200,156,116	0	17,364,551,526	17,364,551,526	93,018,385,339
前年度処分額	17,214,879,096	0	0	0	0	△ 17,214,879,096	△ 17,214,879,096	0
議会の議決による処分額	17,214,879,096	0	0	0	0	△ 17,214,879,096	△ 17,214,879,096	0
資本金への組入れ	17,214,879,096	0	0	0	0	△ 17,214,879,096	△ 17,214,879,096	0
処分後残高	92,668,556,793	199,405,532	750,584	200,156,116	0	(繰越利益剰余金) 149,672,430	149,672,430	93,018,385,339
当年度変動額	8,000,000	0	0	0	0	2,967,452,462	2,967,452,462	2,975,452,462
一般会計出資金の受入れ	8,000,000	0	0	0	0	0	0	8,000,000
当年度純利益	0	0	0	0	0	2,967,452,462	2,967,452,462	2,967,452,462
当年度末残高	92,676,556,793	199,405,532	750,584	200,156,116	0	(当年度未処分利益剰余金) 3,117,124,892	3,117,124,892	95,993,837,801

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成30年度川崎市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	92,676,556,793	200,156,116	3,117,124,892
議会の議決による処分額	0	0	△ 3,117,124,892
減債積立金の積立て	0	0	△ 3,117,124,892
処分後残高	92,676,556,793	200,156,116	(繰越利益剰余金) 0

平成30年度川崎市水道事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		3,330,870,577	
イ 建 物	7,307,385,850		
減価償却累計額	<u>△3,887,713,034</u>		3,419,672,816
ウ 構 築 物	254,124,678,749		
減価償却累計額	<u>△125,426,466,952</u>		128,698,211,797
エ 機 械 及 び 装 置	21,558,413,139		
減価償却累計額	<u>△10,728,405,752</u>		10,830,007,387
オ 車 両 運 搬 具	87,710,596		
減価償却累計額	<u>△62,434,562</u>		25,276,034
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	879,736,972		
減価償却累計額	<u>△584,261,323</u>		295,475,649
キ リ ー ス 資 産	1,008,558,197		
減価償却累計額	<u>△409,366,480</u>		599,191,717
ク 建 設 仮 勘 定		<u>6,372,347,003</u>	
有形固定資産合計			153,571,052,980

(2) 無形固定資産

ア 地 上 権		28,092,604	
イ 施 設 利 用 権		1,793,343,431	
ウ 電 話 加 入 権		5,392,170	
エ ソ フ ト ウ ェ ア		4,835,460	
オ リ ー ス 資 産		<u>8,381,325</u>	
無形固定資産合計			1,840,044,990

(3) 投資その他の資産

ア 出 資 金		11,593,894,000	
イ 破 産 更 生 債 権 等	3,910,560		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 3,910,560</u>		0

投資その他の 資産合計		<u>11,593,894,000</u>	
固定資産合計			167,004,991,970
2 流動資産			
(1) 現金預金		17,005,106,249	
(2) 未収金	2,872,775,040		
貸倒引当金	<u>△ 31,624,732</u>	2,841,150,308	
(3) 貯蔵品		630,998,477	
(4) 前払金		<u>830,989,774</u>	
流動資産合計			<u>21,308,244,808</u>
資産合計			<u>188,313,236,778</u>
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>62,997,421,489</u>		
企業債合計		62,997,421,489	
(2) リース債務		439,365,454	
(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	<u>4,721,498,800</u>		
引当金合計		<u>4,721,498,800</u>	
固定負債合計			68,158,285,743
4 流動負債			
(1) 企業債			
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>3,221,545,297</u>		
企業債合計		3,221,545,297	
(2) リース債務		216,813,527	
(3) 未払金		4,079,687,710	
(4) 預り金		2,301,053,422	
(5) 未払費用		62,679,443	
(6) 前受金		503,040	

(7) 引 当 金			
ア 賞 与 引 当 金		<u>382,787,279</u>	
引 当 金 合 計			<u>382,787,279</u>
流 動 負 債 合 計			10,265,069,718
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
ア 受 贈 財 産 評 価 額	6,756,904,591		
収 益 化 累 計 額	<u>△3,168,429,508</u>	3,588,475,083	
イ 国 県 補 助 金	2,709,662,463		
収 益 化 累 計 額	<u>△520,939,957</u>	2,188,722,506	
ウ 一 般 会 計 補 助 金	1,841,488,657		
収 益 化 累 計 額	<u>△1,599,781,387</u>	241,707,270	
エ 工 事 負 担 金	18,649,121,136		
収 益 化 累 計 額	<u>△10,850,975,436</u>	7,798,145,700	
オ その他長期前受金	137,169,312		
収 益 化 累 計 額	<u>△58,176,355</u>	<u>78,992,957</u>	
長 期 前 受 金 合 計			<u>13,896,043,516</u>
繰 延 収 益 合 計			<u>13,896,043,516</u>
負 債 合 計			<u><u>92,319,398,977</u></u>
			資 本 の 部
6 資 本 金			92,676,556,793
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 受 贈 財 産 評 価 額		199,405,532	
イ 国 県 補 助 金		<u>750,584</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			200,156,116
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 当 年 度 未 処 分			
利 益 剰 余 金		<u>3,117,124,892</u>	
利 益 剰 余 金 合 計			<u>3,117,124,892</u>
剰 余 金 合 計			<u>3,317,281,008</u>
資 本 合 計			<u>95,993,837,801</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>188,313,236,778</u></u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法によっている(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による(ただし、取替資産については取替法による。)

(イ) 主な耐用年数

建物 3～60年

構築物 3～80年

機械及び装置 4～50年

車両運搬具 3～12年

工具器具及び備品 2～24年

イ 無形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産 182,046,912円

リース債務 196,610,664円

(2) 受贈財産の受入れによる資産の取得

当年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

構築物 109,964,247円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,785,167,049円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市水道事業会計は、水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	6, 868, 667円
1年超	1, 817, 673円
計	8, 686, 340円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	216, 813, 527円
長期リース債務	439, 365, 454円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、債権の貸倒れによる損失として14, 659, 874円を処理するため、貸倒引当金14, 634, 266円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として223, 669, 230円を支給するため、退職給付引当金223, 669, 230円を取り崩している。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として1, 187, 558, 861円を支給(支払)するため、賞与引当金363, 861, 044円を取り崩している。

平成30年度川崎市工業用水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 工業用水道事業収益	7,757,516,000	0	0	7,757,516,000	8,068,066,697	310,550,697	
第1項 営業収益	7,580,264,000	0	0	7,580,264,000	7,587,424,428	7,160,428	※1
第2項 営業外収益	177,222,000	0	0	177,222,000	191,755,826	14,533,826	※2
第3項 特別利益	30,000	0	0	30,000	288,886,443	288,856,443	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 562,019,999 円
 ※2 うち仮受消費税及び地方消費税 790,224 円

支 出

区 分	予 算 額					小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による支出額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額							
第1款 工業用水道事業費用	7,191,676,000	0	0	0	0	7,191,676,000	0	7,191,676,000	6,845,080,029	0	346,595,971	
第1項 営業費用	6,953,619,000	0	0	△92,262,000	0	6,861,357,000	0	6,861,357,000	6,523,777,885	0	337,579,115	※1、3
第2項 営業外費用	228,037,000	0	0	92,262,000	0	320,299,000	0	320,299,000	320,432,754	0△	133,754	※2、4
第3項 特別損失	20,000	0	0	0	0	20,000	0	20,000	869,390	0△	849,390	※5
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 338,268,821 円
 ※2 うち仮払消費税及び地方消費税 9,702 円
 ※3 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支出 141,207,312 円
 ※4 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支出 135,439 円
 ※5 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支出 859,390 円

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費繰越額に係る繰越額				
第1款 工業用水道事業資本的収入	628,393,000	0	628,393,000	0	0	628,393,000	195,319,080	△ 433,073,920	
第1項 企業債	488,000,000	0	488,000,000	0	0	488,000,000	53,000,000	△ 435,000,000	※企業債収入減額内訳 (1)翌年度～繰下発行する額 270,000,000円 (2)不用額 165,000,000円
第2項 補助金	140,363,000	0	140,363,000	0	0	140,363,000	140,362,037	△ 963	
第3項 負担金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000	
第4項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	1,957,043	1,947,043	※1
第5項 その他の資本的収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 127,718 円

支 出

区 分	予 算 額					合 計	決 算 額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費				
第1款 工業用水道事業資本的支出	2,221,695,000	0	0	0	2,221,695,000	256,328,902	0	2,478,023,902	1,333,999,906	390,513,354	0	390,513,354	753,510,642
第1項 建設改良費	1,531,725,000	0	0	0	1,531,725,000	256,328,902	0	1,788,053,902	649,050,207	390,513,354	0	390,513,354	748,490,341
第2項 企業債償還金	684,950,000	0	0	0	684,950,000	0	0	684,950,000	684,949,699	0	0	0	301
第3項 補助金返還金	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000
第4項 その他の資本的支出	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 43,076,999 円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,138,680,826円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額 42,949,281円、減価償立金 644,650,380円及び過年度分損益勘定留保資金 451,081,165円
 で補った。

平成30年度川崎市工業用水道事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	7,014,658,478	
(2) その他の営業収益	<u>10,745,951</u>	7,025,404,429

2 営業費用

(1) 原水費	3,315,975,707	
(2) 浄水費	874,737,395	
(3) 配水費	251,438,293	
(4) 給水費	37,440,233	
(5) 総係費	331,194,842	
(6) 減価償却費	1,121,064,027	
(7) 資産減耗費	<u>253,658,567</u>	<u>6,185,509,064</u>

営業利益 839,895,365

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	1,076,309	
(2) 他会計補助金	35,910,462	
(3) 長期前受金戻入	128,013,743	
(4) 雑収益	<u>25,965,163</u>	190,965,677

4 営業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	139,556,763		
(2) 雑支出 経常利益	<u>184,755</u>	<u>139,741,518</u>	<u>51,224,159</u>
			891,119,524

5 特別利益

(1) 固定資産売却益	1,148,601		
(2) 過年度損益修正益	286,868,452		
(3) 長期前受金戻入	<u>869,390</u>	288,886,443	

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	<u>869,390</u>	<u>869,390</u>	<u>288,017,053</u>
-------------	----------------	----------------	--------------------

当年度純利益 1,179,136,577

前年度繰越利益剰余金 419,819,443

その他未処分
利益剰余金変動額 644,650,380

当年度未処分利益剰余金 2,243,606,400

平成30年度川崎市工業用水道事業剰余金計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金					資本合計
		資本剰余金		利益剰余金			
		国県補助金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	10,890,473,482	40,714,290	40,714,290	0	7,614,464,450	7,614,464,450	18,545,652,222
前年度処分額	6,549,994,627	0	0	644,650,380	△ 7,194,645,007	△ 6,549,994,627	0
議会の議決による処分額	6,549,994,627	0	0	644,650,380	△ 7,194,645,007	△ 6,549,994,627	0
資本金への組入れ	6,549,994,627	0	0	0	△ 6,549,994,627	△ 6,549,994,627	0
減債積立金の積立て	0	0	0	644,650,380	△ 644,650,380	0	0
処分後残高	17,440,468,109	40,714,290	40,714,290	644,650,380	(繰越利益剰余金) 419,819,443	1,064,469,823	18,545,652,222
当年度変動額	0	0	0	△ 644,650,380	1,823,786,957	1,179,136,577	1,179,136,577
減債積立金の取崩し	0	0	0	△ 644,650,380	644,650,380	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	1,179,136,577	1,179,136,577	1,179,136,577
当年度末残高	17,440,468,109	40,714,290	40,714,290	0	(当年度末処分利益剰余金) 2,243,606,400	2,243,606,400	19,724,788,799

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成30年度川崎市工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	17,440,468,109	40,714,290	2,243,606,400
議会の議決による処分額	644,650,380	0	△ 2,243,606,400
資本金への組入れ	644,650,380	0	△ 644,650,380
減債積立金の積立て	0	0	△ 1,598,956,020
処分後残高	18,085,118,489	40,714,290	(繰越利益剰余金) 0

平成30年度川崎市工業用水道事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		571,711,832	
イ 建 物	3,200,386,863		
減価償却累計額	<u>△1,191,412,068</u>	2,008,974,795	
ウ 構 築 物	31,029,868,862		
減価償却累計額	<u>△19,141,757,529</u>	11,888,111,333	
エ 機 械 及 び 装 置	11,363,810,544		
減価償却累計額	<u>△5,995,810,355</u>	5,368,000,189	
オ 車 両 運 搬 具	1,071,967		
減価償却累計額	<u>△989,130</u>	82,837	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	122,575,170		
減価償却累計額	<u>△64,313,404</u>	58,261,766	
キ リ ー ス 資 産	70,943,286		
減価償却累計額	<u>△32,348,931</u>	38,594,355	
ク 建 設 仮 勘 定		<u>80,517,750</u>	
有形固定資産合計			20,014,254,857

(2) 無形固定資産

ア 地 上 権		24,988	
イ 施 設 利 用 権		1,601,668,623	
ウ 電 話 加 入 権		296,559	
エ ソ フ ト ウ ェ ア		968,310	
オ リ ー ス 資 産		644,394	
無形固定資産合計			<u>1,603,602,874</u>
固定資産合計			21,617,857,731

2 流動資産

(1) 現金預金	7,955,137,530	
(2) 未収金	1,215,559,167	
(3) 貯蔵品	10,580,420	
(4) 前払金	<u>1,160,000</u>	
流動資産合計		<u>9,182,437,117</u>
資産合計		<u>30,800,294,848</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>7,854,145,891</u>	
企業債合計		7,854,145,891
(2) リース債務		27,529,719
(3) 引当金		
ア 退職給付引当金	<u>705,156,580</u>	
引当金合計		<u>705,156,580</u>
固定負債合計		8,586,832,190

4 流動負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>690,468,169</u>	
企業債合計		690,468,169
(2) リース債務		14,847,992
(3) 未払金		721,454,982
(4) 預り金		6,768,991
(5) 未払費用		7,019,222
(6) 前受金		78,720
(7) 引当金		
ア 賞与引当金	<u>51,685,067</u>	
引当金合計		<u>51,685,067</u>
流動負債合計		1,492,323,143

5 繰延収益

(1) 長期前受金

ア 受贈財産評価額	129,761,036		
収益化累計額	<u>△101,480,044</u>	28,280,992	
イ 国 県 補 助 金	1,009,543,259		
収益化累計額	<u>△583,669,329</u>	425,873,930	
ウ 一般会計補助金	1,699,735,828		
収益化累計額	<u>△1,464,772,271</u>	234,963,557	
エ 工 事 負 担 金	3,522,040,565		
収益化累計額	<u>△3,214,808,328</u>	<u>307,232,237</u>	
長期前受金合計			<u>996,350,716</u>
繰延収益合計			<u>996,350,716</u>
負債合計			<u>11,075,506,049</u>

資 本 の 部

6 資 本 金 17,440,468,109

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

ア 国 県 補 助 金	<u>40,714,290</u>	
資本剰余金合計		40,714,290

(2) 利益剰余金

ア 当年度未処分 利益剰余金	<u>2,243,606,400</u>	
利益剰余金合計		<u>2,243,606,400</u>
剰余金合計		<u>2,284,320,690</u>
資本合計		<u>19,724,788,799</u>
負債資本合計		<u>30,800,294,848</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法によっている(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 8～80年

機械及び装置 4～45年

車両運搬具 3～12年

工具器具及び備品 2～20年

イ 無形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産 9,944,868円

リース債務 10,740,459円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,339,292,031円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市工業用水道事業会計は、工業用水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	2, 119, 243円
1年超	814, 947円
計	2, 934, 190円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務 14, 847, 992円

長期リース債務 27, 529, 719円

(2) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として19, 617, 490円を支給するため、退職給付引当金19, 617, 490円を取り崩している。

(3) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として176, 657, 967円を支給(支払)するため、賞与引当金53, 724, 127円を取り崩している。

平成30年度川崎市自動車運送事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
第1款 自動車運送事業収益	10,005,210,000	0	0	10,005,210,000	10,065,776,856	60,566,856	
第1項 営業収益	8,692,900,000	0	0	8,692,900,000	8,757,926,641	65,026,641	※1
第2項 営業外収益	1,311,310,000	0	0	1,311,310,000	1,307,463,226	△ 3,846,774	※2
第3項 特別利益	1,000,000	0	0	1,000,000	386,989	△ 613,011	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 533,579,956円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 1,500,283円

支出

区分	予 算 額						決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考		
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計					地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計
第1款 自動車運送事業費用	10,083,841,000	0	0	0	0	10,083,841,000	0	10,083,841,000	9,441,385,142	0	642,455,858	
第1項 営業費用	9,779,188,000	0	0	0	0	9,779,188,000	0	9,779,188,000	9,175,916,140	0	603,271,860	※3
第2項 営業外費用	293,153,000	0	0	0	0	293,153,000	0	293,153,000	265,469,002	0	27,683,998	※4
第3項 特別損失	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000	0	0	1,500,000	
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	

※3 うち仮払消費税及び地方消費税 257,401,101円

※4 うち仮払消費税及び地方消費税 33,142円

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	法定繰越額	継続費に次る繰越額			
第1款 自動車運送事業資本的収入	1,040,633,000	0	1,040,633,000	466,000,000	0	1,506,633,000	1,317,136,811	△ 189,496,189	企業債収入減額内訳 (1)翌年度へ繰下発行する額 47,000,000円 (2)不用額 124,000,000円 計 171,000,000円
第1項 企業債	894,000,000	0	894,000,000	466,000,000	0	1,360,000,000	1,189,000,000	△ 171,000,000	
第2項 国庫補助金	23,024,000	0	23,024,000	0	0	23,024,000	12,354,000	△ 10,670,000	
第3項 県交付金	4,834,000	0	4,834,000	0	0	4,834,000	4,759,000	△ 75,000	
第4項 一般会計補助金	118,775,000	0	118,775,000	0	0	118,775,000	111,018,800	△ 7,756,200	
第5項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	5,011	5,011	

支出

区分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額		不用額	備考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費に次る繰越額		合計	合計			
第1款 自動車運送事業資本的支出	1,266,873,000	0	0	1,266,873,000	466,764,120	0	1,733,637,120	1,537,503,408	49,600,761	0	146,532,951	
第1項 建設改良費	1,089,123,000	0	0	1,089,123,000	466,764,120	0	1,555,887,120	1,369,753,408	49,600,761	0	136,532,951	(うち仮払消費税及び地方消費税 98,496,685円)
第2項 企業債償還金	167,750,000	0	0	167,750,000	0	0	167,750,000	167,750,000	0	0	0	
第3項 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	0	10,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 220,366,597円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 98,496,685円及び当年度分損益勘定留保資金 121,869,912円で補填した。

平成30年度川崎市自動車運送事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

1	営	業	収	益				
(1)	運	輸	収	益	8,102,470,973			
(2)	運	輸	雑	収	<u>121,875,712</u>	8,224,346,685		
2	営	業	費	用				
(1)	諸	構	築	物	保	存	費	87,492,249
(2)	車	両	保	存	費			714,964,267
(3)	運	転	費					4,273,363,875
(4)	運	輸	管	理	費			3,075,915,395
(5)	一	般	管	理	費			499,676,133
(6)	自	動	車	重	量	税		13,077,800
(7)	減	価	償	却	費	<u>254,025,320</u>	<u>8,918,515,039</u>	
	営	業	損	失				694,168,354
3	営	業	外	収	益			
(1)	受	取	利	息	及	び	金	9,833
	配	当						
(2)	他	会	計	補	助	金		677,922,884
(3)	負	担	金					463,622,000
(4)	長	期	前	受	金	戻	入	41,697,398
(5)	雑	収	益					<u>122,710,828</u>
								1,305,962,943
4	営	業	外	費	用			
(1)	支	払	利	息	及	び	諸	費
	企	業	債	取	扱			902,891
(2)	雑	支	出					<u>85,383,658</u>
								<u>86,286,549</u>
								<u>1,219,676,394</u>
	経	常	利	益				525,508,040

5 特 別 利 益

(1) 固 定 資 産 売 却 益 386,989 386,989 386,989

当 年 度 純 利 益 525,895,029

前 年 度 繰 越 欠 損 金 2,052,549,193

そ の 他 未 処 分
利 益 剰 余 金 変 動 額 0

当 年 度 未 処 理 欠 損 金 1,526,654,164

平成 30 年 度 川 崎 市 自 動 車 運 送 事 業 剰 余 金 計 算 書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

	資 本 金	剰 余 金						資 本 合 計
		資 本 剰 余 金				欠 損 金		
		受 贈 財 産 額	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	未 処 理 欠 損 金	欠 損 金 合 計		
前年度末残高	274,399,113	586,803,875	0	586,803,875	△ 2,052,549,193	△ 2,052,549,193	△ 1,191,346,205	
処分後残高	274,399,113	586,803,875	0	586,803,875	(繰越欠損金) △ 2,052,549,193	△ 2,052,549,193	△ 1,191,346,205	
当年度変動額	0	0	0	0	525,895,029	525,895,029	525,895,029	
当年度純利益	0	0	0	0	525,895,029	525,895,029	525,895,029	
当年度末残高	274,399,113	586,803,875	0	586,803,875	(当年度未処理欠損金) △ 1,526,654,164	△ 1,526,654,164	△ 665,451,176	

(注) この計算書における△表記は、減少、損失または欠損を示すものである。

平成 30 年 度 川 崎 市 自 動 車 運 送 事 業 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 理 欠 損 金
当 年 度 末 残 高	274,399,113	586,803,875	△ 1,526,654,164
処 理 後 残 高	274,399,113	586,803,875	(繰越欠損金) △ 1,526,654,164

(注)この計算書における△表記は、減少、損失または欠損を示すものである。

平成30年度川崎市自動車運送事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地		2,117,235,123
イ 建 物	2,428,897,504	
減価償却累計額	<u>△ 1,368,865,743</u>	1,060,031,761
ウ 構 築 物	959,810,038	
減価償却累計額	<u>△ 677,689,709</u>	282,120,329
エ 車 両	8,647,510,606	
減価償却累計額	<u>△ 7,592,885,078</u>	1,054,625,528
オ 機 械 装 置	36,873,850	
減価償却累計額	<u>△ 16,075,067</u>	20,798,783
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	802,925,507	
減価償却累計額	<u>△ 586,226,969</u>	216,698,538
キ リ ー ス 資 産	18,552,000	
減価償却累計額	<u>△ 6,012,380</u>	12,539,620
ク 建 設 仮 勘 定		<u>79,443,772</u>
有形固定資産合計		4,843,493,454
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 電 話 加 入 権		800,800
イ 施 設 利 用 権		13,735,997
ウ そ の 他 無 形 固 定 資 産		<u>34,628,340</u>
無形固定資産合計		49,165,137
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産		
ア そ の 他 投 資		<u>1,575,000</u>
投資その他の資産合計		<u>1,575,000</u>
固定資産合計		4,894,233,591
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		
		858,742,631
(2) 未 収 金		
	1,031,032,742	
貸倒引当金	<u>△ 258,332</u>	1,030,774,410
(3) 前 払 費 用		
		14,399,160

(4) 前払金	14,421,321	
(5) その他流動資産	<u>530,932</u>	
流動資産合計		<u>1,918,868,454</u>
資産合計		<u>6,813,102,045</u>

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債		
ア 建設改良費等の 財源に充てるための企業債	<u>1,602,900,000</u>	
企業債合計		1,602,900,000
(2) リース債務		9,876,168
(3) 引当金		
ア 退職給付引当金	<u>3,479,449,750</u>	
引当金合計		<u>3,479,449,750</u>
固定負債合計		5,092,225,918
4 流動負債		
(1) 一時借入金		13,000,000
(2) 企業債		
ア 建設改良費等の 財源に充てるための企業債	<u>139,850,000</u>	
企業債合計		139,850,000
(3) リース債務		3,666,636
(4) 未払金		1,229,500,260
(5) 未払費用		102,541,421
(6) 前受金		157,961,730
(7) 引当金		
ア 賞与引当金	<u>323,464,500</u>	
引当金合計		323,464,500
(8) その他流動負債		<u>41,458,064</u>
流動負債合計		2,011,442,611

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
ア 受贈財産評価額	309,378,748		
収益化累計額	<u>△ 198,645,299</u>	110,733,449	
イ 国庫補助金	557,739,070		
収益化累計額	<u>△ 517,624,907</u>	40,114,163	
ウ 県交付金	78,731,288		
収益化累計額	<u>△ 52,922,481</u>	25,808,807	
エ 一般会計補助金	1,086,357,323		
収益化累計額	<u>△ 905,537,992</u>	180,819,331	
オ その他長期前受金	43,104,366		
収益化累計額	<u>△ 25,695,424</u>	<u>17,408,942</u>	
繰延収益合計			<u>374,884,692</u>
負債合計			<u>7,478,553,221</u>
	資 本 の 部		
6 資 本 金			274,399,113
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 受贈財産評価額	<u>586,803,875</u>		
資本剰余金合計		586,803,875	
(2) 欠 損 金			
ア 当年度未処理 欠 損 金	<u>1,526,654,164</u>		
欠損金合計		<u>1,526,654,164</u>	
剰余金合計			<u>△ 939,850,289</u>
資 本 合 計			<u>△ 665,451,176</u>
負債資本合計			<u>6,813,102,045</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 定額法または定率法による。（平成10年4月1日以後に取得した建物にあつては、定額法。）

(イ) 主な耐用年数

建物	6～50年
構築物	3～60年
車両	5年
機械装置	13～17年
工具器具及び備品	3～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用している。

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当事業年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産 7,684,200 円

リース債務 8,298,936 円

3 貸借対照表に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市自動車運送事業会計は、本市及び本市周辺の区域内における市バス事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

5 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務 3,666,636 円

長期リース債務 9,876,168 円

(2) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として 472,365,830 円を支給するため、退職給付引当金 472,365,830 円を取り崩している。

(3) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として 992,318,167 円を支給するため、賞与引当金 320,870,638 円を取り崩している。

川崎市告示第313号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和元年9月2日召集の令和元年第4回川崎市議会定例会において、令和元年10月11日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和元年10月15日

川崎市長 福田紀彦

令和元年度川崎市一般会計補正予算

令和元年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和元年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和元年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和元年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

令和元年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和元年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

令和元年度川崎市一般会計補正予算

令和元年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,806,117千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ752,368,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年度9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 分担金及び負担金		千円 11,257,871	千円 676,000	千円 11,933,871
	1 負 担 金	11,257,871	676,000	11,933,871
17 国庫支出金		131,449,829	456,881	131,906,710
	2 国庫補助金	22,054,166	456,881	22,511,047
18 県支出金		30,017,902	90,333	30,108,235
	2 県補助金	5,607,470	90,333	5,697,803
20 寄 附 金		399,892	300,619	700,511
	1 寄 附 金	399,892	300,619	700,511
21 繰 入 金		67,536,035	84,284	67,620,319
	1 基金繰入金	64,168,492	84,284	64,252,776
24 市 債		50,139,000	198,000	50,337,000
	1 市 債	50,139,000	198,000	50,337,000
歳 入	合 計	750,562,339	1,806,117	752,368,456

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 49,777,824	千円 △105,846	千円 49,671,978
	2 総務管理費	7,885,791	△105,846	7,779,945
3 市民文化費		7,627,467	58,000	7,685,467
	1 市民文化費	7,627,467	58,000	7,685,467
5 健康福祉費		146,971,470	248,619	147,220,089
	1 健康福祉費	9,450,343	39,405	9,489,748
	5 障害者福祉費	44,862,344	209,214	45,071,558
8 建設緑政費		28,151,313	1,521,496	29,672,809
	2 道路橋りょう費	10,030,002	169,496	10,199,498
	3 街路事業費	8,057,382	1,352,000	9,409,382
13 教 育 費		105,643,486	83,848	105,727,334
	1 教育総務費	35,335,214	24,000	35,359,214
	5 特別支援教育費	2,642,865	25,000	2,667,865
	6 社会教育費	3,219,294	34,848	3,254,142
歳 出	合 計	750,562,339	1,806,117	752,368,456

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
新本庁舎整備事業費(その2)	令和元年度から 令和5年度まで	千円 42,000,000
焼却場適正搬入等 管理業務委託経費	令和元年度から 令和4年度まで	380,424
羽田連絡道路整備事業費(その2)	令和元年度から 令和2年度まで	2,972,000
社会教育施設改修事業費	令和2年度	57,152

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新本庁舎等移転業務 支援委託経費	令和2年度から 令和4年度まで	千円 68,000	令和2年度から 令和5年度まで	千円 58,729
新本庁舎整備事業費	令和元年度から 令和4年度まで	39,710,417	令和2年度	308,421
令和元年度民間特別養護 老人ホーム整備事業費	令和元年度から 令和5年度まで	2,313,500	令和元年度から 令和6年度まで	2,313,500
粗大ごみ申込受付業務 委託経費	令和元年度から 令和6年度まで	640,605	令和元年度から 令和6年度まで	890,605
令和元年度家屋等 リース経費	令和2年度から 令和6年度まで	577,805	令和元年度から 令和6年度まで	1,017,804

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
本 庁 舎 等 建 替 事 業	293,000	△97,000	196,000
コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 事 業	267,000	19,000	286,000
道 路 整 備 事 業	2,146,000	64,000	2,210,000
街 路 事 業	3,370,000	181,000	3,551,000
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	353,000	31,000	384,000
合 計	6,429,000	198,000	6,627,000
地 方 債 総 合 計	50,139,000	198,000	50,337,000

令和元年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ709,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,985,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		千円 1	千円 709,472	千円 709,473
	1 繰 越 金	1	709,472	709,473
歳 入	合 計	123,275,766	709,472	123,985,238

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		千円 9,926	千円 709,472	千円 719,398
	1 基金積立金	9,926	709,472	719,398
歳 出 合 計		123,275,766	709,472	123,985,238

令和元年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算」の名称を「令和元年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ409,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		千円 30	千円 51,042	千円 51,072
	1 繰越金	30	51,042	51,072
歳 入 合 計		358,007	51,042	409,049

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 358,007	千円 51,042	千円 409,049
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	358,007	51,042	409,049
歳 出 合 計		358,007	51,042	409,049

令和元年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算」の名称を「令和元年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ754,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,983,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 2	千円 754,545	千円 754,547
	1 繰 越 金	2	754,545	754,547
歳 入	合 計	15,228,912	754,545	15,983,457

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 15,024,840	千円 754,325	千円 15,779,165
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	15,024,840	754,325	15,779,165
3 諸 支 出 金		35,755	220	35,975
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	35,755	220	35.975
歳 出	合 計	15,228,912	754,545	15,983,457

令和元年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算」の名称を「令和元年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算」に読み替えるものとする。

令和元年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 15,836	千円 134,426	千円 150,262
	1 繰 越 金	15,836	134,426	150,262
歳 入	合 計	79,342	134,426	213,768

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 害 健 康 被 害 補 償 事 業 費		千円 79,342	千円 134,426	千円 213,768
	1 公 害 健 康 被 害 補 償 事 業 費	79,342	134,426	213,768
歳 出	合 計	79,342	134,426	213,768

令和元年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
令和元年度川崎市の介護保険事業特別会計の補正予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
924,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ97,580,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと
の金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第
1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県 支 出 金		千円 13,461,884	千円 △8,748	千円 13,453,136
	1 県 負 担 金	12,786,067	△8,748	12,777,319
6 支 払 基 金 交 付 金		24,970,964	△70,162	24,900,802
	2 支 払 基 金 交 付 金	24,970,964	△70,162	24,900,802
8 繰 入 金		16,154,863	286,867	16,441,730
	2 基 金 繰 入 金	1,457,767	286,867	1,744,634
9 繰 越 金		1	716,629	716,630
	1 繰 越 金	1	716,629	716,630
歳 入 合 計		96,655,625	924,586	97,580,211

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 2,164,328	千円 207,957	千円 2,372,285
	1 総 務 管 理 費	2,164,328	207,957	2,372,285
6 基 金 積 立 金		56,577	716,629	773,206
	1 基 金 積 立 金	56,577	716,629	773,206
歳 出 合 計		96,655,625	924,586	97,580,211

令和元年度川崎市港湾整備事業特別会計補
正予算

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に
伴い、「平成31年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」
の名称を「令和元年度川崎市港湾整備事業特別会計予
算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和
元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も
同様とする。

令和元年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
1,798,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ11,960,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと
の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 越 金		千円 1	千円 1,798,937	千円 1,798,938
	1 繰 越 金	1	1,798,937	1,798,938
歳 入 合 計		10,161,624	1,798,937	11,960,571

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸 支 出 金		千円 692,527	千円 1,798,937	千円 2,491,464
	1 積 立 金	142,307	1,798,937	1,941,244
歳 出 合 計		10,161,634	1,798,937	11,960,571

令和元年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度川崎市墓地整備事業特別会計予算」の名称を「令和元年度川崎市墓地整備事業特別会計予算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ545,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 越 金		千円 234,661	千円 52,095	千円 286,756
	1 繰 越 金	234,661	52,095	286,756
歳 入 合 計		493,754	52,095	545,849

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 墓 地 整 備 事 業 費		千円 450,243	千円 52,095	千円 502,338
	1 墓 地 整 備 事 業	450,243	52,095	502,388
歳 出 合 計		493,754	52,095	545,849

公 告

川崎市公告第308号

キャッシュレス・インバウンド推進事業の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和元年10月1日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 キャッシュレス・インバウンド推進事業
- (2) 業務事項

I. キャッシュレスデータ等のビッグデータを基に「旅マエ、ナカ、アト」の各フェーズにおけるプロモーションによるインバウンドの獲得及び効果分析

II. 上記実施エリアにおける飲食店等のキャッシュレス化の促進

III. キャッシュレス先進事例モデル実施

IV. 上記I～IIIまでの取組に対する評価検証の実施

(3) 委託期間 契約日～令和2年3月19日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) ビッグデータ等の分析やインバウンド・キャッシュレス促進に関する実績とノウハウがある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始

の申立がなされていない者

- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (8) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力
- (4) 業務実績
- (5) 実施体制
- (6) 概算見積額

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部
 観光プロモーション推進課
 〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
 川崎フロンティアビル10階
 電 話（直通） 044-200-0509
 F A X 044-200-3920
 メールアドレス 28kankou@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和元年10月1日（火）～10月8日（火）（土曜日及び日曜日を除く）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和元年10月7日（月）～10月8日（火）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和元年10月25日（金）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書（7部）、見積書（1部）、見積書の写し（7部）、業務実施体制・主な業務実績（7部）、会社概要（7部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）（郵送による提出については、受付期間開始前に到着した場合でも受付を行う）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言 語 日本語
- (2) 通 貨 日本国通貨

- 9 契約書作成の要否 要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口 4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 業務規模概算額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします
 - (3) その他
ア 審査結果の発表は令和元年10月31日（木）を予定しています。
イ 詳細につきましては、外国人観光客動態分析業務委託企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

川崎市公告第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年10月1日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平四丁目2050番1
ほか6筆の一部
906平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区宿河原二丁目26番1号
株式会社 TAKI HOUSE
代表取締役 奥山 武志
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成31年4月25日
川崎市指令 ま宅審（イ）第11号
令和1年9月12日
川崎市指令 ま宅審（イ）第60号（変更）

川崎市公告第310号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月2日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 高津小学校校舎増築その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区溝口4丁目19番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年9月30日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「建築」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年11月11日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和2年3月ごろ）で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中央卸売市場北部市場水産棟屋上防水改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年2月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 防水工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「防水」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>(10) 防水施工面積700㎡以上の1棟からなる建築物の防水改修工事の完工実績（元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年11月11日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	仮称中原保育園改築工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目188-2、189-4、190-4
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年11月11日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区役所外壁等改修工事
	履行場所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番5号
	履行期限	契約の日から令和2年3月16日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月25日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第311号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月2日

川崎市長 福田 紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
島忠ホームズ川崎大師店
川崎市川崎区中瀬三丁目20番1号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社島忠
代表取締役 岡野 恭明
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称)ホームズ川崎店
(変更後)島忠ホームズ川崎大師店
 - 建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社島忠	代表取締役 山下 視希夫	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1555番地

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社島忠	代表取締役 岡野 恭明	埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

- 小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(変更前)

	名 称	代表者氏名	住 所
①	株式会社島忠	代表取締役 山下視希夫	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1555番地
②	オーケー株式会社	代表取締役 飯田 勲	東京都大田区仲六郷二丁目43番2号
③	株式会社しまむら	代表取締役 野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

他10者

(変更後)

	名 称	代表者氏名	住 所
①	株式会社島忠	代表取締役 岡野 恭明	埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号
②	オーケー株式会社	代表取締役 二宮涼太郎	横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号
③	株式会社しまむら	代表取締役 北島 常好	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

他10者

4 変更の年月日

- 店舗名称及び未定の小売業者 平成20年12月10日
建物設置者及び小売業者①の代表者 平成29年11月29日
建物設置者及び小売業者①の住所 令和元年7月22日
小売業者②の代表者 平成28年6月16日
小売業者②の住所 平成28年9月21日
小売業者③の代表者 平成30年2月21日

- 5 変更する理由
大規模小売店舗の名称を変更したため
未定の小売業者が決定したため
建物設置者及び小売業者の代表者及び住所が変更したため
- 6 届出の年月日
令和元年9月25日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和元年10月2日から令和2年2月2日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和2年2月2日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第312号

川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年3月31日建設省令第5号）第4条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年10月2日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 施行者の名称
川崎市

- 2 事業施行期間
昭和63年9月16日から令和8年3月31日まで
- 3 施行地区
川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
川崎市多摩区登戸2202番地1
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和63年9月16日
- 7 変更の年月日
令和元年9月18日

川崎市公告第313号

土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）第55条第8項の規定に基づき、国土交通省関東地方整備局長より川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画において定めた施行地区及び設計の概要を表示する図書が送付されましたので、同条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するため、同法施行令（昭和30年3月31日政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

令和元年10月2日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 縦覧場所
川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所
(所在地：川崎市多摩区登戸2202番1)
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第314号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件名 屋外用AED収納ボックス（壁掛けタイプ）の調達
	履行場所 川崎市立学校167校
	履行期限 令和2年3月31日
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」、種目「医療機器」に登録されていること。 (4) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

参加資格	(6) 平成21年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	令和元年11月14日11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第315号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年10月4日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市幸区南幸町三丁目123番地2		
住所・氏名	山口 京子		
道路位置の地名・地番	川崎市幸区南幸町三丁目123番6、123番21、125番12、125番16、125番18、125番19、125番20、125番21、125番22 別図参照		
幅員	4.50メートル	延長	35.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第216号	指定年月日	令和元年	10月4日

川崎市公告第316号

川崎市都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和元年10月4日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

- 川崎市 中原区 上小田中7丁目地内
- 宮前区 小台2丁目地内
- 多摩区 三田4丁目地内

(3) 変更する部分

- 川崎市 中原区 下小田中6丁目及び井田三舞町地内
- 高津区 下作延4丁目、下作延6丁目、坂戸2丁目、新作2丁目、千年、向ヶ丘、上作延及び久末地内
- 宮前区 有馬2丁目、東有馬4丁目、土橋1丁目、土橋3丁目、土橋5丁目、宮崎3丁目、初山1丁目、初山2丁目、犬蔵2丁目、菅生6丁目、馬絹1丁目、水沢2丁目、宮前平3丁目及び野川地内
- 多摩区 堰3丁目、菅6丁目、菅稲田堤1丁目、菅稲田堤2丁目、菅仙谷2丁目、菅馬場2丁目、菅北浦2丁目、中野島3丁目、中野島4丁目及び東生田3丁目地内
- 麻生区 王禅寺東2丁目、栗木台2丁目、栗木台3丁目、栗木3丁目、栗平1丁目、千代ヶ丘3丁目、千代ヶ丘9丁目、東百合丘3丁目、白鳥4丁目、五力田3丁目、高石3丁目、高石5丁目、岡上及び黒川地内

3 都市計画の案の縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本

町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
川崎市経済労働局都市農業振興センター (高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階)

4 縦覧期間

令和元年10月4日(金)から令和元年10月18日(金)まで

川崎市公告第317号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月7日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	御幸公園防球ネット整備工事
	履 行 場 所	川崎市幸区東古市場1
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月23日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	橘橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市高津区明津165番地先
	履 行 期 限	契約の日から110日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月23日13時30分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第2施設ラック補修工事
	履行場所	川崎市川崎区日進町1番地先
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月23日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内主要地方道幸多摩線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市幸区東古市場51番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 	

参加資格	(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月23日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 市道宮前6号線舗装道補修(切削)工事
	履行場所 川崎市宮前区野川2850番地先
	履行期限 契約の日から100日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月23日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	細山1号橋ほか9橋耐震補強工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区細山2丁目2番地先ほか9箇所
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月23日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	市道上麻生113号線道路補修（L型側溝）工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺西6丁目22番地先
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月23日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第318号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和元年10月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託事業名

令和元年度 ブランドメッセージポスター制作・PR業務委託

2 委託内容

令和元年度 ブランドメッセージポスター制作・PR業務における、企画、写真・動画撮影、デザイン、編集、PR活動等

3 履行期限

契約締結日～令和2年3月25日(水)まで

4 企画提案書の提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「99その他業務 08広告代理店、09印刷物のデザイン又は99その他」に登録されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に登録見込みであること。

5 担当部署

総務企画局シティプロモーション推進室

6 参加意向申出書、仕様書等の配布及び参加申込

- (1) 配布期間
令和元年10月8日(火)～令和元年10月15日(火)
- (2) 配布場所
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード可能です。

(3) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(4) 提出期限

令和元年10月15日(火)午後5時

(5) 提出場所

上記(2)と同じ

(6) 提出方法

持参とする。

7 企画提案書

(1) 提出期限

令和元年10月28日(月)午後5時

(2) 提出場所

6(2)と同じ

(3) 提出方法

持参とする。

(4) 提出書類

ア 企画提案書 12部(A4判縦横どちらでも可。表紙を除き10ページ以内。)

イ ポスターのデザインラフイメージ 12部(仕上がりイメージが分かるもの。)なお、ラフイメージについては、2案以上提示すること。

ウ 見積書(総額、内訳記載のこと。)

8 企画提案会

(1) 日時

令和元年11月8日(金)(時間は後日、参加資格のある者に連絡する。)

(2) 場所

後日、参加資格のある者に連絡する。

- (3) 時間
各者25分(うち約10分は、質疑応答時間とする。)
- (4) 評価項目
 - ア コンセプト
 - イ 企画・構成案
 - ウ デザイン案
 - エ 提案・助言・支援
 - オ 作業スケジュール及び作業分担
 - カ 実施体制
 - キ 業務実績
- 9 関連情報を入手するための照会窓口
総務企画局シティプロモーション推進室(住所は6(2)と同じ。)
電話番号 044-200-2297
メールアドレス 17brand@city.kawasaki.jp
- 10 その他
 - (1) 要請手続において使用する言語及び通貨
日本語・円

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額
3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以下
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 作成された成果物等の著作権は、川崎市に帰属する。
- (7) 企画提案書の提出者が多数あり、受注者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、あらかじめ8(4)の評価項目について事前評価を行い、上位5者がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。

川崎市公告第319号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月9日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩老人福祉センター内装改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
	履行期限	契約の日から令和2年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年11月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	中央卸売市場北部市場青果棟分電盤改修工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期限	契約の日から令和2年3月25日まで

参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	東高津こども文化センター・老人いこいの家外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市高津区下野毛1丁目3番2号
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書において、業種「塗装」の完成工事高が全ての種類別完成工事高の中で最多であること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	道路照明設置その5工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小倉1番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月30日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎港海底トンネル設備改修その40(排水ポンプ)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町、東扇島及び同地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第320号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター空気圧縮機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和2年3月19日まで
- (4) 業務概要 堤根処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空気圧縮機の点検整備業務または補修工事の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)に関する書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 小林、小澤
電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和元年10月10日(木)から令和元年10月17日(木)

9時から17時まで(土、日曜日、祝日及び12時から13時の間は除く)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)

- (4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和元年10月24日(木)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和元年10月24日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

- 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和元年10月24日(木)から令和元年10月30日(水)9時から17時まで(土、日曜日及び12時から13時の間は除く)

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法

令和元年11月1日(金)

全社へ文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

- 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

- 7 現場説明

競争参加資格を有すると認められた業者については、次により現場説明を実施します。なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

- (1) 日時

令和元年10月24日(木)から令和元年10月28日

(月)までの期間で、本市が指定する日時

(2) 集合場所

堤根処理センター：川崎市川崎区堤根52番地

(3) 所要時間

現場説明に要する時間は、各社1時間程度を予定しています。詳細については、後日入札参加業者と協議し決定します。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和元年11月5日(火)
9時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 要(10%)
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除といたします。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第321号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和元年度原子力防災活動資機材点検等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4
総務企画局危機管理室ほか

(3) 履行期間

契約日から令和2年2月28日まで

(4) 業務概要

原子力防災活動用に各局で配備している放射線測定器等の原子力防災活動資機材について、機器の維持を目的とした定期的な詳細点検(メーカーによる点検)を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「医療関連業務」種目「医療機器維持管理」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で地方公共団体において類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 企画調整担当
電話 044-200-2850(直通)、
FAX 044-200-3972、
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年10月10日(木)から10月17日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和元年10月

18日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年10月24日(木)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年10月10日(木)から10月22日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和元年10月23日(水)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日祝日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6

(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和元年10月25日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和元年10月29日(火)
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第322号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業委託

(2) 納入場所及び履行場所

健康福祉局保健所健康増進課ほか

(3) 履行期限

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 委託概要

別紙仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、「平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿」に、業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 市町村国民健康保険又は都道府県後期高齢者医療広域連合において、糖尿病性腎症重症化予防事業の契約実績があること。

(5) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出先

入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類、2(5)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市役所 健康福祉局保健所健康増進課

健診担当(担当 島田)

電 話 044-200-3426(直通)

F A X 044-200-3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年10月10日(木)から

令和元年10月17日(木)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から

午後5時まで

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を証する書類(契約書の写し等)

ウ プライバシーマーク又はISO/IEC27001

(JIS Q 27001)認証を取得していること

を証する登録証の写し(有効期限内のもの)

(4) 提出方法

持参

(5) その他

契約書(案)、仕様書、競争入札参加申込書等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」に掲載します。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配布も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書を無償で交付します。

(1) 交付方法

ア 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和元年10月21日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和元年10月21日(月)の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(2) 交付した入札説明書は、入札日に回収しますので、必ず持参してください。

(3) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦

覧に供します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和元年10月21日(月)から令和元年10月23日(水)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号あて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し、令和元年10月25日(金)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札

ア 入札日時

令和元年11月5日(火)午前10時

イ 入札場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局会議室

(2) 入札方法

ア 入札は、総額を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方

消費税を抜いた金額とします。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行います。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。

エ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書及び積算内訳書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行う場合があります。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第323号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 小型粗大・空瓶共用車
	履行場所	本市の指定する場所
	履行期限	令和2年11月30日
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成21年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	令和元年11月22日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。	

川崎市公告第324号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	水江町公有地内護岸補修設計委託
	履行場所	川崎市川崎区水江町1-45地先
	履行期限	令和2年3月31日限り
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。 	

参加資格	(4) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門－港湾及び空港）、RCCM（港湾及び空港）のいずれかの資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門－港湾及び空港）、RCCM（港湾及び空港）のいずれかの資格を有する者であること。 なお、アとイの兼務は不可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年11月12日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第325号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

令和元年10月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年10月2日	特定非営利活動法人 なかよしの花	甲田 賢一	川崎市多摩区菅仙谷 3丁目5番3号	この法人は、福祉ニーズを持つすべての人々を対象に、地域で連携して支援を行う社会福祉地域システムづくりに貢献し、安心して、自分らしく暮らせる地域社会を目指して、広範な人々や関係機関と協働を深めながら地域コミュニティづくりの一翼を担い、社会福祉の向上発展に寄与することを目的とする。

川崎市公告第326号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条
第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申
請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

令和元年10月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年9月9日	特定非営利活動法人TUMUG	中島 清雄	川崎市麻生区白鳥4丁目 10番3-301号	この法人は、障害を持って生活をする人及び介護現場に携わる人に対して福祉機器の普及啓発事業を行うと共に、福祉機器メーカーに対し機器開発支援に関する事業を行うことにより、福祉機器が介護現場に普及し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

川崎市公告第327号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月15日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 等々力緑地ほか遊具更新工事
	履 行 場 所 川崎市中原区等々力1-1ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月16日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月30日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 市道菅馬場29号線道路改良工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅馬場2丁目2番地先
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月30日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(歩道透水性)工事
	履行場所 川崎市幸区南加瀬5丁目4番地先
	履行期限 契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月30日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 末長トンネル補修工事
	履行場所 川崎市高津区末長4丁目10番地先
	履行期限 契約の日から令和2年3月31日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月30日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第178号

入 札 公 告

令和元年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
障害支援区分一次判定事務用機器の賃貸借
- (2) 履行場所
健康福祉局障害計画課ほか
- (3) 履行期間
令和2年1月1日から令和6年12月31日
- (4) 業務概要

契約書(案)による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」・種目「事務用機器」で登録されており、かつ、ランク「C」以上に格付けされていること。
- (4) 過去2年間で2件以上、本市又は他公官庁において、パソコンリース等に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- (5) この調達物品を契約締結後确实かつ速やかに納入することができること。

- (6) この調達物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- 3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）、及び納入する物品の商品説明書（カタログ等）を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課給付係
電話番号 044-200-0873
F A X 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp
(ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)
- (2) 配布・提出期間
令和元年10月25日（金）から令和元年11月1日（金）までの（土曜日、日曜日、祝日は除きます。）午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時の間は除きます。）なお、一般競争入札参加申込書及び契約書（案）については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込書
イ 過去2年間で2件以上、本市又は他公官庁において、パソコンリース等に関する類似の契約を締結していることを証明する書類。
- (4) 提出方法
持参とします。
- 4 競争入札参加資格確認通知書及び契約書（案）の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
- (2) 交付日時
令和元年11月6日（水）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます。）
ただし、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年11月6日（水）までに入札参加資格確認通知書及び契約書（案）を電子メールにより送付します。
- 5 仕様に関する問い合わせ先等
- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和元年11月7日（木）午前9時から令和元年11月11日（月）午後4時まで
- (3) 質問書の様式
入札参加資格確認通知書と共に送付する「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メール又はF A Xに限ります。
電子メール 40syokei@city.kawasaki.jp
F A X 044-200-3932
- (5) 回答方法
令和元年11月13日（水）までに、文書（F A X又は電子メール）にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和元年11月18日（月）10時
イ 入札場所
幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階10C会議室
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続き等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金は次のとおりとします。
契約金額の10%とします。
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場

合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 議決の要否

不要です。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は契約書(案)によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第179号

入 札 公 告

令和元年10月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

障害者自立支援給付費支払システム事務用機器の賃貸借

(2) 履行場所

健康福祉局障害計画課

(3) 履行期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日

(4) 業務概要

契約書(案)による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」・種目「事務用機器」で登録されており、かつ、

ランク「C」以上に格付けされていること。

(4) 過去2年間で2件以上、本市又は他公官庁において、パソコンリース等に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)、及び納入する物品の商品説明書(カタログ等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課給付係

電話番号 044-200-0873

FAX 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和元年10月25日(金)から令和元年11月1日(金)までの(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)

午前9時から午後5時までとします。(正午から午後1時の間は除きます。)なお、一般競争入札参加申込書及び契約書(案)については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 過去2年間で2件以上、本市又は他公官庁において、パソコンリース等に関する類似の契約を締結していることを証明する書類。

(4) 提出方法

持参とします。

4 競争入札参加資格確認通知書及び契約書(案)の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

(2) 交付日時

令和元年11月6日(水)午前9時から午後5時ま

で(正午から午後1時の間は除きます。)

ただし、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年11月6日(水)までに入札参加資格確認通知書及び契約書(案)を電子メールにより送付します。

5 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和元年11月7日(木)午前9時から令和元年11月11日(月)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札参加資格確認通知書と共に送付する「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限りです。

電子メール 40syokei@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3932

(5) 回答方法

令和元年11月13日(水)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年11月18日(月)10時

イ 入札場所

幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階10C会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ

れを無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 議決の要否

不要です。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。

(2) 詳細は契約書(案)によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)と同じ

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第180号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市市税システム再構築に係る開発監理支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 委託概要

市税システム再構築に係る開発監理支援業務
詳細は調達仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本公告の日から入札及び開札の日時まで川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
 - (3) 本公告の日から入札及び開札の日時まで川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。
 - (4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「その他の電算関連業務」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年11月1日(金)までに行うこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に関する入札に参加しようとする者等であること。
 - (8) 過去5年以内に、政令指定都市において、市・県民税業務、固定資産税業務、収納業務等を一体とした市税システム再構築に係る開発監理支援業務を行った実績がある者、又は、過去5年以内に、政令指定都市において、市・県民税業務、固定資産税業務、収納業務等を一体とした市税システム再構築に係る計画策定支援業務及び住民情報システム(住民記録、国民健康保険等)の開発監理支援業務を行った実績がある者であること。
- 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出
- この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0006

川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課事務改善担当

電 話 : 044-200-3874 (直通)

F A X : 044-200-3906

E-mail : 23zeisei@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布及び提出期間

令和元年10月25日(金)から令和元年11月1日(金)まで(土、日、休日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(8)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

契約実績を証する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(2)によらず、令和元年10月31日(木)必着とします。

(5) 入札参加資格

ア 2(4)の入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、12(2)の定めるところにより当該資格の確認を受けなければ本件入札に参加できません。

イ 3(2)の期間に一般競争入札参加申込書等を提出しない者及び提出者であっても入札参加資格がないと認められた者は本件入札に参加できません。

(6) 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

(7) その他

ア 提出された一般競争入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された一般競争入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、一般競争入札参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に

電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに令和元年11月13日（水）までに入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年11月13日（水）午後1時から午後4時まで

5 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

6 調達仕様書等に関する質問

競争入札参加資格確認通知書を交付された者が、調達仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和元年11月14日（木）から令和元年11月20日（水）午後4時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、3(1)のメールアドレスあてに電子メールにて送付してください。

なお、電子メールの件名は「入札に関する質問書」としてください。

(4) 回答方法

回答は、当該競争入札参加資格を有するすべての者に対し、令和元年11月27日（水）までに、問合せ時のメールアドレスに返信する形で電子メールにて送付します。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、契約希望金額の総額（契約の全期間）から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和元年12月6日（金）14時00分

イ 入札書の提出場所

川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル4階会議室

ウ 郵送による場合の入札書の提出方法

二重封とし、表封筒に「入札書在中」と明記し、中封筒には、入札件名、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、押印（裏面割印）すること。また、必ず書留郵便（一般書留又は簡易書留）によ

り送付すること。

エ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和元年12月5日（木）必着

オ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

9 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

10 調達手続の停止等

(1) 入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

(2) 委員会に苦情申し立てが行われた場合、申し立ての検討期間中、調達手続を一時停止することがあります。

11 契約に関する事項

(1) 重要事項等

ア 履行期間

契約を締結した日から令和5年3月31日まで

イ 検査期間

納品物の検査は令和2年から令和5年の毎年3月とします。

ウ 契約金の支払

契約金の支払は令和元年度分から令和4年度分の4回に分けて支払います。それぞれの年度の支払額及び支払時期は、協議の上、別途定めます。

(2) 契約書作成

ア 契約書は、2通作成し、本市と契約の相手方が各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とします。

ウ 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、規則第32条の規定による契約保証金として契約金額の10%を納入しなければなりません。ただし、規則第33条に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(4) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

12 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 競争入札参加資格審査の申請

本件入札に参加を希望する者で、一般競争入札参加申込書等の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、川崎市ホームページ内「業者登録システム」(<https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epv/jsp/V0.jsp>)より競争入札参加資格審査申請を行い、その他所定の必要書類を令和元年11月1日(金)までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければなりません。

この場合には、本件入札に関する公告の写しを添える等の方法により、本件入札に参加を希望している旨を明示してください。

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル13階
川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
電話 044-200-2097

(3) 競争参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。

(4) この特定調達契約において使用する言語及び通貨

は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 受注者は、当該業務を第三者に委託してはなりません。

13 Summary

(1) Nature of the required services:

Development management support for tax system restructuring.

Task details are described in the procurement specification.

(2) Time-limit for tender:

a Direct Delivery

10:00 AM November 22, 2019

b Postal Delivery

November 21, 2019

c The language and currency used for the contract application is limited to the

Japanese language and the Japanese

currency.

(3) Contact point for the notice:

Office Improvement Charge

Taxation System Section

Taxation Department

Finance Bureau

Kawasaki Miyuki Building 5F, 1-8-9 Isago,

Kawasaki-ku

Kawasaki City, Kanagawa 210-0006 Japan

TEL: 044-200-3874 FAX: 044-200-3906

E-mail: 23zeisei@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第181号

農地台帳システム賃貸借契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 農地台帳システム賃貸借

(2) 履行場所 経済労働局 都市農業振興センター 農地課

(3) 履行期間 令和2年1月1日から令和6年12月31日

(4) 概要 仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件のすべてを満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「その他」に搭載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。
- 3 入札説明書、仕様書の閲覧
次により入札説明書等を閲覧することができます。
- (1) 閲覧場所
〒213-0015
川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
JAセレサ梶ヶ谷ビル2階
川崎市役所 経済労働局
都市農業振興センター 農地課 担当：清水
電話 044-860-2461
- (2) 閲覧期間
令和元年10月25日(金)から令和元年10月31日(木)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時00分までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。)
- 4 競争参加申込書の提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面(実績表)を提出しなければなりません。
一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面(実績表)の様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (1) 提出場所及び問合せ先
〒213-0015
川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
JAセレサ梶ヶ谷ビル2階
川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課
担当：清水
電話 044-860-2461
- (2) 提出期間
令和元年10月25日(金)から令和元年10月31日(木)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時00分までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。)
- (3) 提出方法
持参とします。
- 5 一般競争参加資格確認通知書の交付
上記4により一般競争入札参加資格確認申請書を提出して資格が確認された者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を交付します。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和元年11月5日(火)の午前9時から正午まで

及び午後1時から午後4時まで。

ただし、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を送付します。

- (3) 入札説明会
実施しません。

6 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問合せ先等

〒213-0015

川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

JAセレサ梶ヶ谷ビル2階

川崎市役所 経済労働局

都市農業振興センター 農地課 担当：清水

電話 044-860-2461

FAX 044-860-2464

問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上FAXしてください。また、FAX送信後に担当者あて電話にて連絡をしてください。

- (2) 受付期間

令和元年10月25日(金)～令和元年11月6日(水)

(土、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

- (3) 回答方法

令和元年11月11日(月)

午後5時までにFAXまたは電子メールにて回答します。

- (4) その他

- ア 受付時間を過ぎた問い合わせには回答しません。
イ 受け付けた全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答します。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札の方法

ア 入札は上記1(1)の賃貸借期間である令和2年1月1日から令和6年12月31日までの60ヶ月における契約金額の総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、その金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分

の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書には住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をして、入札件名を記載した封書に封印して提出してください。

エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札書の提出日時

ア 入札日時 令和元年11月15日(金)午前11時00分
イ 場 所 〒213-0015
川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
JAセレサ梶ヶ谷ビル3階 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は上記4(1)の場所及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができることとします。

(3) 発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとします。この場合に

おける補償額は、発注者と受注者が協議して定めることとします。

(4) 詳細は入札説明書によります。

(5) 関連情報を入手するための窓口 3 (1) に同じ。

(6) 公告に定めるものほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加社心得等の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第182号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

特別養護老人ホーム多摩川の里冷温水発生機
(その2)長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区中野島6丁目13-5

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月31日まで

(4) 業務概要

特別養護老人ホーム多摩川の里に設置されている冷温水発生機の吸収器伝熱管交換、蒸発器伝熱管渦流探傷検査及びデジタル指示調節器の交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
川崎市健康福祉局総務部施設課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館10階
電 話 044-200-2413 (直通)
F A X 044-200-3926
e-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和元年10月25日(金)から令和元年11月1日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和元年11月6日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和元年11月6日(水)から令和元年11月12日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法

- 持参、電子メール又はF A Xによります。
- ア 電子メール 40sisetu@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3926
- (5) 回答方法
令和元年11月15日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時
令和元年11月26日(火)午前10時00分
- イ 入札場所
川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館10階 10C会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金
 - 否
- (3) 契約書作成の要否
 - 必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
 - 川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の中で閲覧することができます。
- 10 特定業務委託契約（公契約対象）
 - 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。
- 11 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
 - (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第183号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
 - さいわい健康福祉プラザ冷温水発生機その他設備
長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
 - 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5
- (3) 履行期間
 - 契約日から令和元2年3月31日まで
- (4) 業務概要
 - さいわい健康福祉プラザに設置されている冷温水発生機（冷却塔一体型）2台の部品交換及び事務所

- のファンコイルユニット1台の交換を行う。
- 2 一般競争入札参加資格
 - この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
 - (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
 - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
 - (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
 - この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事実績一覧表等）を提出してください。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
 - 川崎市健康福祉局総務部施設課
 - 〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番
 - ソリッドスクエア西館10階
 - 電 話 044-200-2413（直通）
 - F A X 044-200-3926
 - e-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
 - 令和元年10月25日（金）から令和元年11月1日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）
 - (3) 提出方法
 - 持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
 - (1) 入札説明会
 - 実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
 - 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームペ

ージ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和元年11月6日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和元年11月6日(水)から令和元年11月12日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はFAXによります。
ア 電子メール 40sisetu@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3926
- (5) 回答方法
令和元年11月15日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参して

ください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年11月27日(水)午後3時00分

イ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館10階 10C会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第184号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和元年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平小学校ほか1校トイレ改修工事に伴う人的警備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立平小学校(川崎市宮前区平6丁目5番1号)川崎市立平間中学校(川崎市中原区上平間1368)
- (3) 履行期間 令和2年3月31日(火)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に記載されていること。
- (4) この業務について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) 施設警備業務に係る2級検定以上の合格証明書を有し、2年以上の実務経験を有する者が所属していること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室
〒214-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当
電話：044-200-3319
- (2) 配布・提出期間

令和元年10月25日(金)～令和元年10月31日(木)
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
- ウ 上記2(5)に示した資格者証等の写し
- ※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 提出方法

持参。
競争入札参加申込書等は、上記(2)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和元年10月25日(金)～11月5日(火)

ウ 質問書の提出方法

持参

(2) 回答

ア 回答日

令和元年11月7日(木)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

入札金額は、税抜の単価で行います。入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和元年11月11日(月)午前11時

提出場所 J A セレサみなみ 3階会議室

(川崎区宮本町2番地31)

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時・場所

7(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) その他

登録されている代表者の方が来られない場合には、代表者及び受任者の記名押印がある委任状を入札日当日に必ずお持ちください。(様式は入札説明書に添付の「委任状」を使用してください。)また、入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を提出してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第185号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防指令システム用車載指令端末装置賃貸借

(2) 履行場所

川崎市多摩区宿河原3-12-1 宿河原出張所

(3) 履行期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(4) 調達概要

宿河原救急隊の増隊に伴い新たに必要となる、消防指令システム用車載指令端末装置の賃貸借を行うもの。その他「入札説明書」によります。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、C以上の等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で1件以上、国または地方公共団体において類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20番地7

(川崎市消防局総合庁舎7階)

川崎市消防局警防部指令課

電話 044-223-2640

(2) 配布・提出期間

令和元年10月25日から令和元年11月1日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和元年11月6日

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和元年10月25日から11月7日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和元年11月11日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等に

ついて、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札は入札書にて総額(税抜き)で行うこととします。見積った税込リース月額額の110分の100に相当する金額に60を乗じた額を入札書に記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年11月13日 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/

index.html)

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (5) 当契約は、次年度以降における所要の予算の該当金額について、減額又は削減があった場合、この契約を変更又は解除できるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第186号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立川崎高等学校及び附属中学校
コンピュータ機器賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市立川崎高等学校及び附属中学校
- (3) 履行期間 令和2年3月1日から令和7年2月28日
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に記載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
なお、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に記載のない者(入札参加業種に記載のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年11月1日(金)までに行ってください。
- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和元年10月25日(金)から令和元年11月8日(金)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入 札 情 報 かわ さ き」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

- (1) 問合せ場所
上記3(1)と同じ。
- (2) 問合せ期間
令和元年10月25日(金)から令和元年11月20日(水)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年11月27日(水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年11月15日(金)までに送付し

す。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和元年11月15日（金）の午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く）に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和元年12月2日（月）午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60ヶ月）で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和元年12月4日（水）午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和元年12月3日（火）

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

(5) 本契約は、契約時に本市の定める予算科目毎に契約金額を按分した額を設定し、支払の請求手続きに当たり、その科目毎に請求書類を作成していただきます。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Kawasaki Senior High School and attached junior high school

in Kawasaki City.

(2) Time-limit for tender:

9:30 A.M 4 December 2019

(3) Time-limit for tender by mail:

3 December 2019

(4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center

6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,

Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

税 公 告

川崎市税公告第93号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第94号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第95号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第96号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第97号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月7日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第98号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第99号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第100号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和

25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分以降	令和元年10月31日 (9月随時分)	計105件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和元年10月31日 (9月随時分)	計6件
平成31年度	市民税・県民税 普通徴収)	第3期分以降	令和元年10月31日 (第3期分)	計2件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	9月随時分以降	令和元年10月31日 (9月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第101号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分以降		計1件

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第23号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和元年10月4日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和元年11月1日から

令和6年10月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 1103

商号又は名称 株式会社光賢機構

営業所所在地 相模原市緑区長竹2659-1

代表者氏名 八木 伸生

川崎市上下水道局告示第24号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和元年10月8日
川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定有効期間
令和元年11月1日から
令和6年10月31日まで
- 2 指定工事店
 - 指定番号 787
商号又は名称 株式会社平和設備工業所
営業所所在地 横浜市神奈川区六角橋4丁目14番地1
代表者氏名 高桑 啓則
 - 指定番号 788
商号又は名称 有限会社加藤工務店
営業所所在地 神奈川県厚木市中町3丁目1番7号
代表者氏名 加藤 明
 - 指定番号 789
商号又は名称 大成設備有限公司
営業所所在地 神奈川県厚木市妻田北4丁目7番22号
代表者氏名 宮嶋 信行
 - 指定番号 790
商号又は名称 株式会社沢設備工業所
営業所所在地 横浜市緑区三保町2595-8
代表者氏名 石黒 辰英
 - 指定番号 791
商号又は名称 株式会社茅ヶ崎設備工業
営業所所在地 神奈川県茅ヶ崎市みずき2丁目21番

- 9号
 - 代表者氏名 深谷 祐介
 - 指定番号 942
商号又は名称 株式会社長嶺工業所
営業所所在地 神奈川県大和市中心4丁目6番32号
代表者氏名 長嶺 博之
 - 指定番号 943
商号又は名称 あかね有限責任事業組合
営業所所在地 東京都稲城市矢野口664番地の2
代表者氏名 本多 あかね
 - 指定番号 946
商号又は名称 株式会社カツマタ
営業所所在地 横浜市神奈川区羽沢町1522番地
代表者氏名 勝亦 雄二
 - 指定番号 948
商号又は名称 有限会社小川設備工業
営業所所在地 横浜市港北区日吉2丁目15番10号
代表者氏名 小川 博明

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第43号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月1日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度 排水樋管樋門健全度調査及び下水道管きょ施設完成図等作成業務委託
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」及び「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の全てに登載されていること。 (4) 平成16年度以降に、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、排水樋管樋門又は下水道施設等のコンクリート構造物に関する健全度調査や耐震診断業務、及び下水道管きょの実施設設計委託業務の元請としての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ア及びイは兼務できません。 ア 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）又は上下水道部門技術士（下水道）のいずれかを有する者 イ 照査技術者として、建設部門技術士（河川砂防及び海岸海洋）もしくは、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）又は上下水道部門技術士（下水道）の資格を有する者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月24日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度 幸区ほか汚泥圧送管実施設計委託第9号
	履 行 場 所	川崎市幸区、中原区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年7月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が発注した業務委託において、汚泥圧送管に関する設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月24日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度 マンホールポンプ設備更新実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市宮前区初山1丁目37番地先ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成16年度以降にマンホールポンプの新設又は改築に伴う実施設計（詳細設計）業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p> <p>ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年10月24日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センターほか実施設計委託その29
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年10月23日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成16年度以降に国、地方公共団体または地方共同法人が発注した業務委託において、下水道施設(ポンプ場又は処理場)に係る改築実施設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウの兼務はできません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月29日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月1日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	野川300mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：宮前区東有馬2-14-7-1先 至：宮前区野川3010-1先 ほか2件
	履 行 期 限	契約の日から340日間

参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。</p>
------	--

契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
------------	---

入札日時等	令和元年11月6日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
-------	--

入札保証金	免
-------	---

契約書作成	要
-------	---

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
-------	--

そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	等々力水処理センター建設機械その68工事
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期限	契約の日から令和4年3月15日まで

<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 (8) 下水道施設(終末処理場)における、沈殿池設備の合成樹脂チェーン又はステンレスチェーンを用いた汚泥かき寄せ機設備の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>						
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100</p>						
<p>入札日時等</p>	<p>令和元年11月6日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))</p>						
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>						
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>						
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>						
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約の対象となります。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>						
<p>(案件3)</p>							
<p>競争入札に付する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1630 454 1668"> <p>件 名</p> </td> <td data-bbox="466 1630 1425 1668"> <p>加瀬水処理センター南系全窒素、全りん自動測定装置取替その他工事</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1675 454 1713"> <p>履 行 場 所</p> </td> <td data-bbox="466 1675 1425 1713"> <p>川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1720 454 1767"> <p>履 行 期 限</p> </td> <td data-bbox="466 1720 1425 1767"> <p>契約の日から令和2年3月31日まで</p> </td> </tr> </table>	<p>件 名</p>	<p>加瀬水処理センター南系全窒素、全りん自動測定装置取替その他工事</p>	<p>履 行 場 所</p>	<p>川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか</p>	<p>履 行 期 限</p>	<p>契約の日から令和2年3月31日まで</p>
<p>件 名</p>	<p>加瀬水処理センター南系全窒素、全りん自動測定装置取替その他工事</p>						
<p>履 行 場 所</p>	<p>川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか</p>						
<p>履 行 期 限</p>	<p>契約の日から令和2年3月31日まで</p>						
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p>						

参加資格	(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月23日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第45号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月8日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度中部下水管内マンホール補修工事
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期限	契約の日から令和2年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月30日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度北部下水管内マンホール補修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月30日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	富士見地区ほか下水枝線第105号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目、塩浜1丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から450日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和元年11月5日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	小田6丁目200mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：川崎区小田6-11-24先</p> <p>至：川崎区浅田1-7-6先 ほか2件</p>
	履行期限	契約の日から315日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年11月5日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	渡田雨水滞水池No.1 残留水ポンプ整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小田7-3-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月30日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第46号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月8日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度麻生水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月19日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。 (4) 平成16年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務（脱臭剤交換業務を含む）又は脱臭設備製作・据付業務（脱臭剤納入を含む）の元請履行完了実績を有すること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年10月31日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度加瀬水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月19日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。 (4) 平成16年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務（脱臭剤交換業務を含む）又は脱臭設備製作・据付業務（脱臭剤納入を含む）の元請履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月31日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度等々力水処理センター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期限	契約の日から令和2年3月19日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。	

参加資格	(4) 平成16年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務(脱臭剤交換業務を含む)又は脱臭設備製作・据付業務(脱臭剤納入を含む)の元請履行完了実績を有すること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年10月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度 多摩区既設管実態調査委託第101号
	履行場所	川崎市多摩区地内
	履行期限	契約の日から令和2年3月6日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登載されていること。 (4) 平成26年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有していない場合には、管径250～700mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士(調査)」のいずれかの資格を有する者を配置できること。 (5) 産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 多摩区ほか既設管実態調査委託第4号
	履 行 場 所	川崎区多摩区、麻生区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成26年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有していない場合には、管径250～750mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士(調査)」のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>(5) 産業洗浄技能士(高压洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 場内外警備業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」、種目「機械警備」に記載されていること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年11月5日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 宮前区ほか既設管実態調査委託第3号
	履 行 場 所	川崎市宮前区、中原区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年2月28日まで

参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登載されていること。 (4) 平成26年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有していない場合には、管径250～750mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士(調査)」のいずれかの資格を有する者を配置できること。 (5) 産業洗浄技能士(高压洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年10月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第47号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月15日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	自動車賃貸借3台一式(小型乗用)
	履行場所	局指定場所
	履行期限	令和2年1月26日から令和8年12月25日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和元年11月21日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第48号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月15日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度 中原区ほか下水幹枝線実施設計委託第10号
	履行場所	川崎市中原区、宮前区地内ほか
	履行期限	契約の日から令和2年9月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成26年4月1日以降に契約した、次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」又は「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2)を含むもの)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年11月7日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度入江崎総合スラッジセンター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12入江崎総合スラッジセンター
	履行期限	契約の日から令和2年3月19日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成16年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務(脱臭剤交換業務を含む)又は脱臭設備製作・据付業務(脱臭剤納入を含む)の元請履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年11月7日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度 多摩区下水枝線実施設計委託第11号
	履 行 場 所	川崎市多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年5月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成26年度以降に契約した耐震設計（レベル1）委託業務を含む、下水道きよの新設・詳細設計（開削工法）の実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年11月7日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第49号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月15日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度西部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで

参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年11月7日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	渋川ポンプ場建設機械その30工事
	履行場所	川崎市幸区矢上4-1
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 計画雨水量12.5m³/秒以上の下水道施設におけるスクリーン設備の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年11月11日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 第1沈でん池及び第2沈でん池周り外灯設備改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年11月8日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度中部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年11月7日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	渡田東地区ほか下水枝線第104号工事
	履行場所	川崎市川崎区渡田東町、砂子1丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から355日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年11月11日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	堀川町地区ほか下水枝線第103号工事
	履 行 場 所	川崎市幸区堀川町、大宮町地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年11月11日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	加瀬ポンプ場建設機械その23工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬5-10-22
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p>	

参 加 資 格	<p>なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 下水道施設におけるゲート設備の製作及び据付工事の完工実績（元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2100</p>
入札日時等	令和元年11月11日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第24号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月8日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市交通局ベンチ設置

(2) 履行場所

交通局指定場所

(3) 履行期限

令和元年12月20日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「家具・装飾」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争

入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和元年10月8日から令和元年10月15日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日・祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年10月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡
電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽

の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月30日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第25号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月9日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

ハイブリッド・バッテリー交換作業一式

(2) 履行場所

上平間営業所・塩浜営業所・井田営業所

(3) 履行期限

令和2年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車修理」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和元年10月9日から令和元年10月16日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日・祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年10月25日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 朝生
電話 044-200-3241

- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手續等
 - (1) 入札方法
総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和元年10月30日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 - (3) 入札書の提出方法
持参
 - (4) 入札保証金
免除
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手續等
次により、契約を締結します。
 - (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
 - (2) 契約書作成の要否
必要
- 10 その他
 - (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
 - (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第8号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年10月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

- 1 調達の名称
 - (1) 軽油A (10月～12月分) 266キロリットル
 - (2) 軽油B (10月～12月分) 352キロリットル
 - (3) 軽油C (10月～12月分) 218キロリットル
 - (4) 軽油D (10月～12月分) 462キロリットル
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年9月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 軽油A
日本石油販売 株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
 - (2) 軽油B
シナネン株式会社
代表取締役 三枝木 俊美
東京都港区三田3丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館6階
 - (3) 軽油C
日本石油販売 株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
 - (4) 軽油D
日本石油販売 株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
- 5 落札金額
 - (1) 軽油A 94,290円 (1キロリットル当たり)
 - (2) 軽油B 93,760円 (1キロリットル当たり)
 - (3) 軽油C 94,390円 (1キロリットル当たり)
 - (4) 軽油D 94,090円 (1キロリットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手續
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日

令和元年7月25日

川崎市交通局公告(調達)第9号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年10月25日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

- 1 調達の名称
川崎市バス教習車作製に係る各種機器購入
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年10月2日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 共和電業 インフラ営業部
部長 榎田 巖
東京都調布市調布ヶ丘三丁目5番地1
- 5 落札金額
36,460,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年8月13日

川崎市交通局公告(調達)第10号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月25日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び予定数量

ア 軽油A(1月~3月分)	254キロリットル
イ 軽油B(1月~3月分)	334キロリットル
ウ 軽油C(1月~3月分)	218キロリットル
エ 軽油D(1月~3月分)	428キロリットル
 - (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
 - (3) 納入場所
 - ア 川崎市交通局上平間営業所
 - イ 川崎市交通局塩浜営業所
 - ウ 川崎市交通局井田営業所
 - エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所及び川崎市交通局菅生営業所

(4) 納入期間

令和2年1月1日から令和2年3月31日まで

- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市における平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)において業種「燃料・油脂類」、種目「石油製品・オイル」、かつ、ランク「A」で登録されていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加に係る業種に登録していない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年11月25日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び5の書類を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書等の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
 - (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村
電 話 044-200-3228
 - (2) 提出期間
令和元年10月25日から令和元年11月25日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
 - (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。
入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。
- 5 一般競争入札参加者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類(供給保証書)を令和元年11月25日までに3(1)の場所に提出しなければな

りません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると思われる者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和元年12月2日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 朝生

電 話 044-200-3241

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時

令和元年12月20日 午前11時00分

(イ) 場 所

川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限

令和元年12月18日 必着

(イ) 宛 先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は参加できません。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。

13 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。

(5) 落札者の決定後、川崎市政府調達苦情検討委員会に対する苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Gas Oil Quantity	254kℓ
②Gas Oil Quantity	334kℓ
③Gas Oil Quantity	218kℓ

- ④Gas Oil Quantity 428kℓ
- (2) Time limit for tender:
11:00 A.M., December 20, 2019
- (3) Time limit for tender by mail:
December 18, 2019
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting Section
Transportation Bureau
1-8-9, Isago, Kawasaki-ku,
Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan
TEL:+81(0)44-200-3228

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第27号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。
イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格

- のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。
病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）
イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。
なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。
ウ 入札保証金は免除します。
エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。
入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
オ 参加者心得において無効と定める入札は、これ

を無効とします。
 (7) 契約の締結について
 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
 イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院防火設備保守点検業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「施設維持管理」 種目「消火設備保守点検」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和元年10月10日から令和元年10月17日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年10月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院表層土壌調査業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年12月27日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「補償コンサルタント」 種目「土地調査部門」
	地域区分	設定しません。
	その他	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であること。
競争参加の申込	令和元年10月10日から令和元年10月17日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年10月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第15号

次の物件について、選定による貸付けを実施します。

令和元年10月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 選定物件(一時貸付物件)

選定に付す一時貸付物件は、次のとおりです。

デジタルサイネージ案内板

2 貸付期間

令和2年3月1日から令和6年3月31日まで(4年1ヵ月間)

3 選定参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、選定に参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規

程第39号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 飲料等のデジタルサイネージ案内板及びその他附属品(以下「デジタルサイネージ案内板」という。)を設置して運営する事業(以下「デジタルサイネージ案内板設置事業」という。)を行う能力等を有すること。
- (6) 令和元年10月25日より直近2年間において、病院にデジタルサイネージ案内板を設置・運営した実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

4 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく賃貸借契約です。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、デジタルサイネージ案内板設置事業の用途(以下「指定用途」という。)に供さなければなりません。また、デジタルサイネージ案内板設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

- ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。
- イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること(財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。)
- ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

オ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) デジタルサイネージ案内板等の設置等

デジタルサイネージ案内板等は、「川崎市立川崎病院デジタルサイネージ案内板設置事業者募集要項」(以下、「募集要項」という。)に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ デジタルサイネージ案内板等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び患者様に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

(5) デジタルサイネージ

デジタルサイネージは、募集要項に定められたものとする。 (財産管理者が認めた場合を除く。)

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置したデジタルサイネージ案内板の収入実績(広告内容の状況、収入金額)を報告しなければなりません。川崎市は、当該収入実績について、業務上必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとしします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとしします。

5 募集要項等の配布

本件選定に参加を希望する者には、次により募集要項等を配布します。

また、希望があれば現地調査も可とします。

- (1) 配布場所 川崎市川崎区新川通12-1
川崎市立川崎病院事務局庶務課
電話 044-233-5521(代表)
- (2) 配布期間 令和元年10月25日から令和元年10月31日まで(土曜日及び日曜日を除く。)、受付時間は、午前9時から正午、午後0時45分から午後5時までとします。
- (3) 現地調査の日時 現地調査を希望する者と調整した上で、上記の期間のうち川崎市立川崎病院事務局庶務課が指定する日時とします。

6 選定参加申込みに必要な書類

選定参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

(1) 申込者が法人の場合

ア 選定参加申込書

イ 提案書

(提案書のみ必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入して下さい。)

ウ デジタルサイネージ案内板設置運営事業申告書

※ 令和元年10月25日より直近2年間において、病院にデジタルサイネージ案内板を設置・運営した実績を記載した申告書

エ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

オ 代表者の印鑑証明書

カ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」のみ納税額のない証明用)

キ 川崎市税の納税証明書(川崎市内に本社又は事業所がある法人の場合)

a 川崎市法人市民税

※ 申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。

b 固定資産税(償却資産を含む。)

※ 平成30年度及び平成31年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。

ク 川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のために必要な情報

(2) 申込者が個人の場合

ア 選定参加申込書

イ 提案書(第2号様式)

(提案書のみ必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入して下さい。)

ウ デジタルサイネージ案内板設置運営事業申告書(第3号様式)

※ 令和元年10月25日より直近2年間において、病院にデジタルサイネージ案内板を設置・運営した実績を記載した申告書

エ 印鑑登録証明書

オ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)

カ 川崎市税の納税証明書(川崎市民の方のみ)

a 川崎市市民税

※ 平成30年度及び平成31年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。

b 固定資産税(償却資産を含む。)

※ 平成30年度及び平成31年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。

キ 身分証明書

※ 破産者等でないことの証明書(本籍地の市区町村長発行)を提出すること。

ク 登記されていないことの証明書

※ 成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課

電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課

電話045-641-7461(代表)

ケ 川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のために必要な情報

7 選定参加申込書及び提案書等の提出

本件選定に参加を希望する者は、上記6に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 上記5(1)に同じ

(2) 提出期間 令和元年10月25日から令和元年10月31日まで(土曜日及び日曜日を除く。)、受付時間は、午前9時00分から正午、午後0時45分から午後5時までとします。

※ 申込書及び契約実績以外は令和元年11月7日まで

(3) 提出方法 持参又は郵送とします。

※ 郵送の場合は、令和元年10月31日午後5時必着とします。

8 物件に関する問合せの方法について

物件に関する問合せは、質問書により受け付けます。詳細は、募集要項をご覧ください。

9 選定の手続等

次により選定を行います。

(1) 選定の方法

参加者には、貸付料の基準額を11,750円(税込・月額)とし、これを下限として貸付料を提案していただきます。

選定は、川崎病院行政財産貸付等にかかる審査会(以下、「審査会という。)」において行います。

選定方法は、提案書の貸付料が1番高い者を設置事業者候補とし、本募集要領の必要条件を満たしているか否かの最終的な資格審査をした上で設置事業者を決定します。

資格審査の結果、当該設置事業者候補に資格が無いと認めるときは、順次、貸付料が高いものについて同様の審査を行い設置事業者候補が複数となった場合には、審査会委員によるくじ引きで設置事業者

候補を決定します。

選定結果は、令和元年11月29日までに、選定参加申込書を提出した者全員に電子メール等で通知します。

10 契約の手続等

- (1) 契約書等作成の要否 要
- (2) 契約保証金 なし
- (3) 契約の締結 本件契約を締結しない場合、選定は無効となります。
- (4) 貸付料の支払い 募集要項に記載してあります。

11 その他

- (1) 事情により予告なく選定内容を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 詳細は募集要項によります。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒210-0013

川崎市川崎区新川通12-1

川崎病院事務局庶務課

電 話 044-233-5521

F A X 044-245-9600

電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp

- (4) 選定に関する詳細情報掲載URL

<http://www.city.kawasaki.jp/32/cmsfiles/contents/0000037/37856/kawasaki/index.html>

川崎市病院局公告(調達)第16号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当
(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。
 - (5) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
 - (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- #### 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
 - (2) 競争参加者は、次の全ての条件を満たす必要があります。
ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
ウ 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - (3) 「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
 - (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
 - (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- #### 3 仕様等に関する問合せの方法について
- 仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口で回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- #### 4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

- なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- 5 契約の締結について
- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
 - (2) 前払金の適用はありません。
 - (3) 契約書の作成を必要とします。
 - (4) 川崎市議会において、この契約に係る令和2年度の予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約のうち、令和2年度予算に係る部分については失効します。詳細については入札説明書によります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立川崎病院で使用するガス(都市ガス)の調達 3,655,880立方メートル
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「燃料・油脂類」 種目 「プロパンガス・石炭」
	その他	1 履行場所を含む区域において、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。 2 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
競争参加の申込	令和元年10月25日から令和元年11月1日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年11月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和元年11月21日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

Summary	<p>1 Nature and quality of product to be purchased : Gas about 3,655,880m³ to use at Kawasaki Municipal Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 25, 2019</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: November 21, 2019</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>
---------	---

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	川崎市立井田病院で使用するガス（都市ガス）の調達 1,073,750立方メートル
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号（川崎市立井田病院）
	履行期間	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業 種 「燃料・油脂類」 種 目 「プロパンガス・石炭」
	そ の 他	<p>1 履行場所を含む区域において、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。</p> <p>2 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p>
競争参加の申込	令和元年10月25日から令和元年11月1日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	令和元年11月25日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和元年11月21日必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quality of product to be purchased : Gas about 1,073,750m³ to use at Ida Municipal Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 25, 2019</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: November 21, 2019</p>	

Summary	<p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>
---------	--

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第4号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月7日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令（川崎市消防署の組織に関する規程の一部改正）

第1条 川崎市消防署の組織に関する規程（昭和53年消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市宮前消防署の部野川出張所の項中「野川3,417番地28」を「西野川2丁目7番8号」に改め、「野川、」の次に「野川本町1丁目、野川本町2丁目、」を、「野川本町3丁目」の次に「、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目」を加える。

（川崎市救急業務実施規程の一部改正）

第2条 川崎市救急業務実施規程（平成23年消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2野川救急隊の部2の項中「、野川、」の次に「野川本町1丁目、野川本町2丁目、」を、「野川本町3丁目」の次に「、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目」を加える。

（消防団火災出場区分基準の一部改正）

第3条 消防団の火災出場区分基準（昭和55年消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表宮前消防団の部野川分団の款1の項中「野川、」の次に「野川本町1丁目、野川本町2丁目、」を、「野川本町3丁目」の次に「、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年10月15日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第6号

第28回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和元年10月2日

川崎市農業委員会

会長 長 瀬 和 徳

1 日 時

令和元年10月10日（木） 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第3会議室
（川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7）

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 議案第2号 相続税の納税猶予適格者証明（新規）について
- (3) 議案第3号 土地改良事業の換地計画について
- (4) 報告第1号 農地法3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (6) 報告第3号 相続税の納税猶予適格者証明（継続）について
- (7) 報告第4号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (8) 報告第5号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- (9) 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (10) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第54号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び

事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降	令和元年10月31日(3期分・4期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	4期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	4期以降	令和元年10月31日(4期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第55号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	2期以降		1件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		1件
平成31年度	国民健康保険料	4期以降	令和元年10月31日(4期分)	2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第56号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	1期以降	令和元年10月31日(1期分～4期分)	計19件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		計4件
平成31年度	国民健康保険料	4期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	5期以降		計2件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第21号

次の国民健康保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月9日

川崎市幸区長 関敏秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第22号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	令和元年10月31日 (第1・2・3期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第23号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期以降	令和元年10月31日 (1期分～4期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	5期以降		計4件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第17号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月12日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期以降	令和元年9月30日	計5件
平成31年度	国民健康保険料	1期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	2期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		計5件
平成31年度	国民健康保険料	4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第18号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	令和元年10月1日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	令和元年10月1日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	令和元年10月1日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	令和元年10月1日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	令和元年10月1日	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年10月1日	計3件
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年10月1日	計50件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和元年10月1日	計62件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和元年10月1日	計41件
平成31年度	国民健康保険料	5月分	令和元年10月1日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	6月分	令和元年10月1日	計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第19号

次の国民健康保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市中原区長 永山実幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類 計12件

- 1 差押調書（謄本） 6件
- 2 配当計算書（謄本） 6件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第20号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期	令和元年10月1日	計1件
平成31年度	介護保険料	第2期	令和元年10月1日	計1件
平成31年度	介護保険料	第3期	令和元年10月1日	計1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第25号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で

準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	4期以降		計3件
平成31年度	国民健康保険料	4期以降	令和元年10月31日（4期分）	計2件
平成31年度	国民健康保険料	5期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	過随9月	令和元年10月31日（過随9月）	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

宮前区公告第21号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年10月9日

川崎市宮前区長 高橋哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第22号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年10月9日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第23号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

科 目	期 別	この公告によって変更する納期限	件数・備考
国民健康保険料	1期以降	令和元年10月31日	計2件
国民健康保険料	3期以降	令和元年10月31日	計1件
国民健康保険料	4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第24号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

科 目	期 別	この公告によって変更する納期限	件数・備考
国民健康保険料	1期		2件
国民健康保険料	9期		2件
国民健康保険料	10期		8件
国民健康保険料	9期以降		1件
国民健康保険料	特10月期以降		1件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第32号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月9日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成31年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第33号

次の介護保険料に係る納入通知書、過誤納金還付通知書及び過誤納金充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護保険料 (還付)			2件
平成 31年度	介護保険料 (充当)			2件
平成 31年度	介護保険料 (納通)	普第4期 以降		1件
平成 31年度	介護保険料 (納通)	特第4期 以降		6件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第34号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期 以降	令和1年10月31日 (第3期分・ 第4期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期 以降	令和1年10月31日 (第4期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	過年5月		計1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第36号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高

齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手しうる日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	令和元年10月1日	計2件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第37号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第5期分 以降	令和元年10月31日 (第5期・6期分)	計7件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第38号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第4期分 以降		計2件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第39号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期 以降		計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期 以降	令和元年10月31日 (第4期分)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計2件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第40号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年10月11日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料			計3件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第41号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和元年10月11日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

(別紙参照)

川 崎 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第18号

川崎市川崎区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和元年10月1日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 市川 和 美

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	市川 和 美	川崎市川崎区大島 3丁目20番9号
委員長職務代理者	鈴木 賢 司	川崎市川崎区宮本町 3番地9

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第19号

令和元年9月1日現在調べにより調製した神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和元年10月1日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 市川 和 美

1 縦覧場所

川崎市川崎区東田町8番地

川崎市川崎区役所7階 総務課内

川崎市川崎区選挙管理委員会事務局

2 縦覧期間

令和元年10月20日から同年11月3日まで

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

幸 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第17号

川崎市幸区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者の異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和元年10月1日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 脇 久

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	佐 脇 久	川崎市幸区鹿島田 2丁目1番28-902号 セントラルマンション
委員長職務代理者	堤 悦 生	川崎市幸区戸手本町 1丁目54番地

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第18号

川崎市高津区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和元年10月1日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 齊 藤 高 輝

(令和元年10月1日付け)

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	齊 藤 高 輝	高津区下作延6丁目 28番1-505号
委員長職務代理者	弘 本 圭 右	高津区上作延614番地 3

宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第19号

川崎市宮前区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和元年10月1日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 増 田 稔

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	増 田 稔	川崎市宮前区神木本町 4丁目11番4号
委員長職務代理者	安 藤 秀 男	川崎市宮前区小台 2丁目4番地3

多 摩 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第19号

川崎市多摩区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和元年10月1日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 田 澤 祐 信

(就任日 令和元年10月1日)

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	田澤 祐信	川崎市多摩区宿河原 6丁目38番3号
委員長職務代理者	成田 正直	川崎市多摩区生田 4丁目18番9号

辞	令
---	---

令和元年10月1日付人事異動

(市長事務局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
市立看護短期大学事務局総務学生課長 市立看護短期大学事務局担当課長(看護大学設置準備担当)兼務	佐 藤 潤	市立看護短期大学事務局総務学生課課長補佐 市立看護短期大学事務局総務学生課総務係長
市立看護短期大学事務局総務学生課担当課長 市立看護短期大学事務局総務学生課学生係長事務取扱	海老塚 孝之	市立看護短期大学事務局総務学生課長 市立看護短期大学事務局担当課長(看護大学設置準備担当)兼務

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
市立井田病院眼科医長	小 川 安希子	新任
9月30日付退職 (課長級)		
退職	畑 亮 輔	市立川崎病院整形外科医長
退職	服 部 盛 也	市立川崎病院泌尿器科医長
退職	増 田 秀 輔	市立川崎病院泌尿器科医長

(教育委員会事務局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務部担当課長(教育改革推進担当)	小 島 昌 子	健康給食推進室担当課長
職員部教職員人事課担当課長	重 田 朋 希	総務部課長補佐(教育改革推進担当)
健康給食推進室担当課長	大 塚 裕 司	職員部教職員人事課担当課長